



2018年漁業センサス

漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）

記入の仕方

◆ 2018年漁業センサスとは

「漁業センサス」とは、漁業に関する国勢調査ともいえるべき大切な調査で、我が国漁業の基本構造等を明らかにし、水産行政の企画・立案等に活用することを目的に、5年に1度実施しています。

漁業や漁村の振興政策の策定など、水産行政の基礎となるものですので、ご協力をお願いいたします。



◆ 秘密の保護について

統計調査員及び都道府県、市区町村の職員が、個人の調査内容を他に漏らしたり、課税等、統計以外の目的に使うことは、法律で厳しく禁じられていますので、ありのままの記入をお願いいたします。

《 調査票記入にあたっての注意 》

- 調査票を記入する際は、この「記入の仕方」をよくお読みください。
- 黒の鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。
- 数字は1マスに1字ずつ算用数字で右に詰めて記入してください。
- 該当のある項目だけ記入し、それ以外の項目には何も記入しないでください。（－（バー）や0（ゼロ）を記入する必要はありません。）

- ◆ 調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたら、コールセンターにお問い合わせいただくか、統計調査員が訪問した際にご質問ください。

◆ 平成30年 満年齢早見表

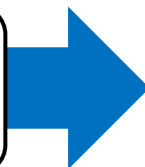
調査票の2ページにあります「I-4 漁業を行った人」の設問において、出生の年月を記入する際の参考にご利用ください。

なお、1月～10月生まれの方（誕生日が過ぎた方）は、年齢欄の数字が現在の年齢となります。

11月～12月生まれの方（誕生日が過ぎていない方）は、現在の年齢に1を足した年齢欄の、元号と年を記入してください。

年齢	元号	西暦	年齢	元号	西暦	年齢	元号	西暦
16歳	平成14年	2002年	42歳	昭和51年	1976年	72歳	昭和21年	1946年
17歳	平成13年	2001年	43歳	昭和50年	1975年	73歳	昭和20年	1945年
18歳	平成12年	2000年	44歳	昭和49年	1974年	74歳	昭和19年	1944年
19歳	平成11年	1999年	45歳	昭和48年	1973年	75歳	昭和18年	1943年
20歳	平成10年	1998年	46歳	昭和47年	1972年	76歳	昭和17年	1942年
21歳	平成9年	1997年	47歳	昭和46年	1971年	77歳	昭和16年	1941年
22歳	平成8年	1996年	48歳	昭和45年	1970年	78歳	昭和15年	1940年
23歳	平成7年	1995年	49歳	昭和44年	1969年	79歳	昭和14年	1939年
24歳	平成6年	1994年	50歳	昭和43年	1968年	80歳	昭和13年	1938年
25歳	平成5年	1993年	51歳	昭和42年	1967年	81歳	昭和12年	1937年
26歳	平成4年	1992年	52歳	昭和41年	1966年	82歳	昭和11年	1936年
27歳	平成3年	1991年	53歳	昭和40年	1965年	83歳	昭和10年	1935年
28歳	平成2年	1990年	54歳	昭和39年	1964年	84歳	昭和9年	1934年
29歳	平成元年	1989年	55歳	昭和38年	1963年	85歳	昭和8年	1933年
30歳	昭和63年	1988年	56歳	昭和37年	1962年	86歳	昭和7年	1932年
31歳	昭和62年	1987年	57歳	昭和36年	1961年	87歳	昭和6年	1931年
32歳	昭和61年	1986年	58歳	昭和35年	1960年	88歳	昭和5年	1930年
33歳	昭和60年	1985年	59歳	昭和34年	1959年	89歳	昭和4年	1929年
34歳	昭和59年	1984年	60歳	昭和33年	1958年	90歳	昭和3年	1928年
35歳	昭和58年	1983年	61歳	昭和32年	1957年	91歳	昭和2年	1927年
36歳	昭和57年	1982年	62歳	昭和31年	1956年	92歳	大正15年	1926年
37歳	昭和56年	1981年	63歳	昭和30年	1955年	93歳	大正14年	1925年
38歳	昭和55年	1980年	64歳	昭和29年	1954年	94歳	大正13年	1924年
39歳	昭和54年	1979年	65歳	昭和28年	1953年	95歳	大正12年	1923年
40歳	昭和53年	1978年	66歳	昭和27年	1952年	96歳	大正11年	1922年
41歳	昭和52年	1977年	67歳	昭和26年	1951年	97歳	大正10年	1921年
			68歳	昭和25年	1950年	98歳	大正9年	1920年
			69歳	昭和24年	1949年	99歳	大正8年	1919年
			70歳	昭和23年	1948年	100歳	大正7年	1918年
			71歳	昭和22年	1947年	101歳	大正6年	1917年

各調査項目に関する記入の仕方は、次のページ以降をご確認ください。



調査票の内容については、本年（平成30年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの1年間について記入してください。

秘
農 林 水 産 省
統計法に基づく基幹統計調査
漁 業 構 造 統 計

2018年 漁 業 セ ン サ ス

海 面 漁 業 調 査
漁 業 経 営 体 調 査 票 I
(個人経営体用)
平成30年11月1日調査

0 1 0 1
様 式 調 第 1 号



	大海区	都府県 (振興局)	市区町村	漁業地区	調査区	漁業集落	客体番号
基本指標番号	：	：	：	：	：	：	：

市区町村名	漁業地区名	漁業集落名

- この調査票は、統計の作成目的以外には使用せず、得られた個々の結果についても、外に漏らしたり課税などの資料に利用することはなく、秘密を厳守することが法律により定められていますので、ありのままをご記入ください。
- 記入に当たっては、「漁業経営体調査票I（個人経営体用）の記入の仕方」をよく読んでください。
- 黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。

★ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように**右づめ**で記入してください。★ マークを記入する欄は、下の記入例のように濃くぬりつぶしてください。

記入例

：	：	：	9	8	7	6	5	4	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

つなげる すきまをあける

記入例

0

 →

●

★ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。

記入例

11	2	3
----	---	---

悪い例

0

 →

✓

0

- 調査票の内容については、本年（平成30年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間について記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成29年11月1日から平成30年10月31日までの1年間について記入**してください。

- **調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。**
オンラインによる回答方法は、「オンライン調査システム操作ガイド」をご参照ください。

「世帯員」とは次のような人をいいます。

- ・ 住居と生計を共にしている人
- ・ 出稼ぎや遊学等で家を離れているが、不在期間が1年未満の人
- ・ なお、漁船を含め船舶の乗組員については、不在期間が1年以上であっても、世帯員に含めます。
- ・ 住み込みの雇い人で、1年以上経過した人（経過見込みの人も含めます。）

I 世帯について

1 世帯員すべての人数

11月1日現在の世帯員の人数を記入してください。

		すべての世帯員		うち、満14歳以下の世帯員	
		男	女	男	女
701		3	1		
702		3	1		

0102

4 漁業を行った人

満15歳以上の世帯員（平成15年10月31日までに生まれた人）のうち、過去1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）に漁業を行った人をもちろん記入してください。

住居を共にしており、生計を共にしていない人や、住居は共にしているが、生計を共にしていない人については、記入しないでください。

経営主とは、自家漁業の経営に責任を持つ人や、経営の意思決定を行う人です。

①続柄番号

- 01：経営主
- 02：経営主の配偶者
- 03：子（満15歳以上）
- 04：子の配偶者
- 05：経営主の父母
- 06：経営主の配偶者の父母
- 07：兄弟姉妹
- 08：祖父母
- 09：孫（満15歳以上）
- 10：孫の配偶者
- 11：その他（上記以外）

漁業 種 業 日 数 決定	経営主 との 続柄	性別		出生の年月												漁業 種 業 日 数	
		男	女	該当する元号と出生の年月を記入													
	①	②		③										⑤			
	続柄番号 を記入	いずれか にマーク		大	昭	平	年	月	日数を記入 (日)								
	0 1	●	○	○	●	○	2	9	1	0	2	5	1	2	2	8	
732	0 2	○	●	○	●	○	3	5	9	2	2	8					
733	0 3	●	○	○	○	●	1	7	1	7	6	1	4	8			
734		○	○	○	○	○											
735		○	○	○	○	○											
736		○	○	○	○	○											
737		○	○	○	○	○											
738		○	○	○	○	○											

（自家漁業の陸上作業を含みます。）

うち、自家漁業の海上作業日数

世帯の戸籍上の筆頭者ではなく、漁業を経営する上での責任者を、一番上の欄に記入してください。

「漁業を行った人」は8人までしか記入できません。9人以上いる場合は、調査票の最後のページに補助票がありますので、そちらに記入してください。

海上作業日数の数え方

- ・ 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- ・ 1航海が1夜の場合（夕方出港し、翌朝入港した場合）は1日とします。
- ・ 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- ・ なお、遊漁船業は含みません。

「陸上作業」とは、海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には次のとおりです。

- ・ 漁船や漁網等の修理・整備（停泊中の漁船内で行った場合を含めます。）
- ・ 漁具や食料品の積み込み作業
- ・ 出港時の漁船の引き下ろし、帰港時の引き上げ、悪天候時の出港待機
- ・ 餌の仕入れ、調餌作業
- ・ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、わかめの乾燥作業
- ・ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ・ 自家漁業の経理、計算、帳簿管理等の作業

「過去1年以内に漁業を始めた人」とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に、主として漁業に従事した者で、次のような人をいいます。

- ・ 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含めます。）
- ・ 他の仕事为主であったが、漁業が主となった者（他の産業にも従事等）
- ・ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主となった者（学生等）

2 世帯としての収入

世帯としての収入は、自家漁業と自家漁業以外の仕事でどちらが多かったですか。

当てはまるものに記入してください。

自家漁業の収入のみ		0
自家漁業以外の収入があった	自家漁業の収入が多かった	711
	自家漁業以外の収入が多かった (不動産による収入を含み、年金は含みません。)	0

自家漁業には、共同経営や雇われは含みません。

3 自家漁業の後継者の有無

当てはまるものに記入してください。

いる	いない
721	0

後継者とは、過去1年間に漁業を行った人のうち、将来自家漁業の経営主になる予定の人をいいます。
調査日現在(11月1日)、自家漁業を行っていないにもかかわらず、

「共同経営」とは、2人以上(法人を含めます。)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいいます。

共同経営で働いているが、出資をしていない場合は、共同経営に雇われているとし、⑮欄にマークしてください。

過去1年間に			た仕事			経営主とともに経営方針の決定に関わっている							
自家漁業の海上作業日数が多かった漁業種類			10月下旬に行った自家漁業の海上作業	過去1年以内に漁業を始めた人	うち、今年の3月に学校を卒業した人	自家漁業以外の自営業	共同経営の漁業の仕事	雇われて漁業の仕事	雇われて漁業以外の仕事	日数が最も多かった仕事	日数が多かった方	日数が多かった方	日数が多かった方
1位	2位	3位	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
⑥	⑦	⑧	該当するすべてにマーク										
103	135		●	●	○	○	○	○	○	○	1	●	○
1	1	1	○	○	○	○	○	○	○	○	2	○	○
139	103	144	○	○	○	○	○	○	○	○	1	○	○
1	1	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1	1	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1	1	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1	1	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1	1	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

6ページの「全国漁業種類番号」で当てはまる番号を記入してください。

⑰日数が最も多かった仕事

- 1: 自家漁業
- 2: 自家漁業以外の自営業
- 3: 共同経営の漁業の仕事
- 4: 雇われて漁業の仕事
- 5: 雇われて漁業以外の仕事

過去1年間で次のいずれかの決定に参画した人(経営主を除く。)に記入してください。
・ 漁業種類の選定・操業計画
・ 養殖種類の選定・規模
・ 出荷先
・ 資金調達
・ 漁船整備・養殖施設などの投資
・ 雇用の決定・管理

「海上作業」とは、次の作業をいいます。

- ・ 漁船漁業においては、海上でのすべての作業
- ・ 地びき網漁業においては、海上でのすべての作業及び陸上での引き子の作業
- ・ 採貝、採藻
- ・ 海上施設における養殖の場合は、海上でのすべての作業
- ・ 陸上施設における養殖の場合は、給餌作業をはじめ、養殖施設でのすべての作業

このページは、すべての方がご記入ください

- ・ 雇用契約を結んで漁業の海上作業に従事している外国人の数を記入してください。
- ・ 海外基地で乗下船する者や外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能実習を行っている者は含めますが、講習による知識修得活動期間中の外国人（雇用関係なし）は含めません。

11月1日現在の海上作業に雇った日本人の数を記入してください。

II 自家漁業に雇った人
1 海上作業に雇った人数

(1) 11月1日現在の海上作業に雇った人の有無を記入してください。雇った人がある場合は、項目ごとにその人数を記入してください。

海上作業に雇った人がいない	0
海上作業に雇った人がいる	201

ここでは2ページの世帯員ではなく「雇った人数」を記入してください。

(2) (1)の日本人のうち、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を年齢別に記入してください。(人)

		男	女
計	221	3	
15～19歳	222		
20～24歳	223	1	
25～29歳	224	2	
30～34歳	225		
35～39歳	226		
40～44歳	227		
45～49歳	228		
50～54歳	229		
55～59歳	230		
60～64歳	231		
65～69歳	232		
70～74歳	233		
75歳以上	234		

日本人	うち、過去1年以内に漁業を始めた人	外国人
①	②	③
千 百 + (人)	千 百 + (人)	千 百 + (人)
211	3	1

雇った日本人のうち、30日以上海上作業を行った人を年齢別に記入

過去1年以内に漁業を始めた人とは、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した人で、以下のいずれかに該当する人です。
・新たに漁業を始めた人（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた人を含む。）
・他の仕事为主であったが、漁業が主となった人（他の産業に従事等）

陸上作業が最もさかんな時期に、陸上作業のために雇った人数を記入してください。
なお、外国人も含めます。

陸上作業に雇った人数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最もさかんな時期に雇った人数を記入してください。

		十 百 + (人)
計	241	2
男	242	
女	243	2

「漁船」とは、過去1年間に自己の漁業生産に使用したもので、主船だけでなく灯船、魚群探索船等の付属船も含めます。なお、漁船登録をしても遊漁のみに使用した漁船は含めません。

Ⅲ 漁船

- 過去1年間に漁業に使用した漁船について、当てはまるものすべてを記入してください。
(借りた漁船を含みます。
また、漁業に使用した漁船のうち、11月1日現在で持っている隻数(借りている漁船を含み、貸している漁船は含みません。)を記入してください。

漁船を使用していない	301	0	使用していない場合は6ページへ進んでください。	使用した漁船をすべてマーク	11月1日現在で持っている漁船(隻)	1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船としてください。
漁船を使用した				無動力漁船	302	0
				船外機付漁船	303	1
				動力漁船	304	

11月1日現在で持っている場合は、③欄及び④～⑨欄に記入してください。

- 動力漁船【動力漁船についてのみ1隻ごとに記入してください。】

過去1年間に使用した漁船 (借りた漁船を含みます。)				11月1日現在で持っている漁船 (借りている漁船を含み、貸している漁船は含みません。)										
総トン数 (小数第1位まで記入し、小数第2位を切り捨ててください。)	11月1日現在 持っている いない	過去1年間 の出漁日数	出漁日数が多かった漁業種類	販売金額が多かった漁業種類			全国漁業種類番号を記入							
① 千 百 十 (トン) ↓	②	③	1位 ④	2位 ⑤	3位 ⑥	1位 ⑦	2位 ⑧	3位 ⑨						
25.3	0	267	103	1	1	1	103	1	1	1	1	1	1	
402														
403														
404														
405														
406														
407														
408														
409														
410														

海面養殖を行っていても、養成期間中で、過去1年間に収穫していない場合は、販売見込み金額の多い順に記入してください。

平成30年11月1日現在において所有、借入れに関係なく、自らが管理運営している漁船については、「持っている」に記入してください。

出漁日数の数え方

- 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- 1航海が1夜の場合(夕方出港し、翌朝入港した場合)は1日とします。
- 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- なお、遊漁船業は含みません。

6ページの「全国漁業種類番号」で当てはまる番号を記入してください。

「動力漁船」は10隻までしか記入できません。11隻以上使用した場合は、調査員から配布される補助票がありますので、そちらに記入してください。

同じ漁業種類であっても、必ず漁船ごとにそれぞれ記入してください。

(例)
25.38トン→25.3トン

漁業種類は、各地域によって様々な名称がありますので、別に配布している「漁業種類地方名称一覧」を参考にしてください。

0106

IV 漁業経営について

1 営んだ漁業種類

(1) 過去1年間に自家漁業で行った、すべての漁業種類について記入してください。

《 網 漁 業 》			《 はえ縄・釣・その他漁業 》			《 海 面 養 殖 》 (種苗養殖含む)					
全国漁業種類番号			全国漁業種類番号			全国漁業種類番号					
底 び き 網	遠洋底びき網	101	0	は え 縄	遠洋まぐろはえ縄	120	0	魚 類 養 殖	ぎんざけ養殖	136	0
	以西底びき網	102	0		近海まぐろはえ縄	121	0		ぶり類養殖	137	0
	沖合底びき網 1 そうび	103	●		沿岸まぐろはえ縄	122	0		まだい養殖	138	0
	沖合底びき網 2 そうび	104	0		その他のはえ縄	123	0		ひらめ養殖	139	●
	小型底びき網	105	0		遠洋かつお一本釣	124	0		とらふぐ養殖	140	0
船 び き 網			106	0	近海かつお一本釣	125	0	くろまぐろ養殖	141	0	
ま ま き 網	1そうまき遠洋 かつお・まぐろ	107	0	沿岸かつお一本釣	126	0	その他の魚類養殖	142	0		
	1そうまき近海 かつお・まぐろ	108	0	遠 洋 い か 釣	127	0	ほたてがい養殖	143	0		
	1そうまき そ の 他	109	0	近 海 い か 釣	128	0	か き 類 養 殖	144	●		
	2 そうまき	110	0	沿 岸 い か 釣	129	0	その他の貝類養殖	145	0		
中・小型まき網			111	0	ひ き 縄 釣	130	0	くるまえば養殖	146	0	
刺 網	さけ・ます流し網	112	0	そ の 他 の 釣	131	0	ほ や 類 養 殖	147	0		
	かじき等流し網	113	0	小 型 捕 鯨	132	0	そ の 他 の 水産動物類養殖	148	0		
	その他の刺網	114	0	潜 水 器 漁 業	133	0	こ ん ぶ 類 養 殖	149	0		
さんま棒受網			115	0	採 貝 ・ 採 藻	134	0	わ か め 類 養 殖	150	0	
大 型 定 置 網			116	0	そ の 他 の 漁 業	135	●	の り 類 養 殖	151	0	
さ け 定 置 網			117	0				その他の海藻類養殖	152	0	
小 型 定 置 網			118	0				真 珠 養 殖	153	0	
その他の網漁業			119	0				真 珠 母 貝 養 殖	154	0	

3 ページ I の 4 「漁業を行った人」、5 ページ III の 2 「動力漁船」及び 7 ページ IV の 1 の (2) 「年間販売金額が多かった全国漁業種類番号」については、本ページの「全国漁業種類番号」を使用してください。

漁業を行うためのえさを漁獲又は養殖した場合も、該当する漁業種類にマークしてください。

海面養殖を行っていても、養成期間中で、過去1年間に収穫していない場合は、販売見込み金額の多い順に記入してください。

0107

- (2) 過去1年間に自家漁業で行ったすべての漁業種類のうち、販売金額の多かった順に3つを
(1)の全国漁業種類番号101～154から選んで記入してください。

	1位	2位	3位
	161	162	163
年間販売金額が多かった 全国漁業種類番号	103	139	135

6ページの「全国漁業種類番号」
当てはまる番号を記入し

6ページでマークした
「全国漁業種類番号」の
中から選んで記入してく
ださい。

- (3) 過去1年間の漁獲物・収獲物について、魚種別の販売金額の多かった順に3つを下表の魚
種番号01～36から選んで記入してください。

	1位	2位	3位
	171	172	173
年間販売金額が多かった 魚種番号	10	11	36

表 魚種番号

名	称	番号	名	称	番号	名	称	番号	名	称	番号
くろまぐろ		01	ひらめ・かれい類		10	いかなご		19	ほたてがい		28
かつお・まぐろ類 (くろまぐろを除く)		02	すけとうだら		11	ふぐ類		20	その他の貝類		29
かじき類		03	その他たら類		12	その他の魚類		21	いか類		30
さけ・ます類		04	ほっけ		13	いせえび		22	たこ類		31
いわし類		05	あなご類		14	その他のえび類		23	うに類		32
あじ類		06	たちうお		15	ずわいがに		24	なまこ類		33
さば類		07	たい類		16	その他のかに類		25	こんぶ類		34
さんま		08	いさき		17	あわび類・さざえ		26	その他の海藻類		35
ぶり類		09	さわら類		18	あさり類		27	その他		36

2 地方選定漁業種類について

過去1年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、
そのすべての漁業種類について記入してください。

地方選定漁業種類が記載されてい
ない場合、マークは不要です。

地方選定漁業種類 種類名	番号	マ ーク	地方選定漁業種類 種類名	番号	マ ーク	地方選定漁業種類 種類名	番号	マ ーク
ひき釣	901	0			0			0
たこつぼ漁業	902	●			0			0
沖合たこかご漁業	903	0			0			0
沿岸たこかご漁業	904	0			0			0
いか玉	905	0			0			0
あなごかご	906	0			0			0
しまあじ養殖	907	0			0			0
		0			0			0

都道府県ごと
に設定された漁
業種類が記入さ
れています。そ
のうち、行った
ものすべてにマ
ークしてくださ
い。

- ・ 借り入れているものも含め養殖場の施設面積と使用面積を記入してください。
- ・ 使用面積が施設面積を超えることはありません。

海面養殖を行っていない場合は、次ページへ進んでください。

0108

3 海面養殖業 (陸上に設置した水槽に海水を入れ養殖をする場合は、海面養殖に含めます。)

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

(1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積 (魚類を放養しない面積は除きます。) を記入してください。

		養殖場の施設面積					うち、使用している面積				
		百万	十万	万	千	百	十	万	千	百	十
魚類養殖の合計	511				7	0	0			3	0
うち、ぶり類	512										
うち、まだい	513										
うち、ひらめ	514				7	0	0			3	0
うち、陸上水槽	515				1	0	0				
うち、とらふぐ	516										
うち、陸上水槽	517										
うち、くろまぐろ	518										

(2) ほたてがい養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式
台数と1台の平均面積を記入してください。

万 千 百 十 (台)

台 数 521

万 千 百 十 (㎡)

平 均 面 積 522

イ はえ縄

幹縄 (海面に水平に張って垂下連を支える縄 (ロープ)) の長さを記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (m)

523

(3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式
台数と1台の平均面積を記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (台)

台 数 531

百万 十万 万 千 百 十 (㎡)

平 均 面 積 532

イ はえ縄
幹縄 (海面に水平に張って垂下連を支える縄 (ロープ)) の長さを記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (m)

533

ウ 地まき式、そだひび式
養殖している養殖場の面積を記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (㎡)

534

(4) わかめ類養殖

幹縄 (海面に水平に張って種糸を支える縄 (ロープ)) の長さを記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (m)

541

(5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

(養殖施設の面積には潮通し、船通しは含みません。面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。)

百万 十万 万 千 百 十 (㎡)

551

(6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。
(かご100つりを1台としてください。)

百万 十万 万 千 百 十 (台)

561

(7) 真珠母貝養殖

いかだ台数を記入してください。
(かご100つりを1台としてください。)

百万 十万 万 千 百 十 (台)

562

種がきとして販売する稚貝を養成した施設も含めて記入してください。

遠洋まぐろ漁業など、1年以上の遠洋航海等で、漁獲はあったものの水揚げ（販売）をしていない場合は、「販売金額なし」にマークしてください。

養殖を行っていない場合や、養殖を行っていても、養成期間中で過去1年間に収獲をしていない場合は、「販売金額なし」にマークしてください。

4 過去1年間の漁獲物
記入してください。

収穫物の販売金額（消費税を含む。）について、当てはまるもの一つに

養殖を行っている場合は、「うち、海面養殖」の販売金額なしに記入してください。

「10 億円以上」の
場合は、金額も記入
してください。

10億円以上
の場合は、10
億円以上にマ
ークし、金額
も記入してく
ださい。

販売金額

うち、

5 過去1年間のすべての漁獲物・収獲物の出荷先に記入してください。
また、出荷額の最も多かった出荷先一つに記入してください。

また、出荷額の最も多かった出荷先一つに記入してください。

四捨五入
で記入して

「漁獲物・収獲物の出荷先」とは、漁業経営体が直接出荷した相手先をいいます。

販売を行っていない
場合や収獲を行ってい
ない場合は、出荷予定
先をマークしてくださ
い。

出 荷 先

(該当すべてにマーク)

出荷額の最も多かった出荷先
(一つにマーク)

その他	直接売 に直販者 費者に消販	他の方法 その他の 水産物直売所 自営の水産物直売所	外食産業	小売業者・生協	流通業者・加工業者	漁業協同組合 以外の卸売市場	漁業協同組合 または荷さばき所

消費者に直接
生産した水産物
を生した加工品を
売しているもの
の自営の水産物
業者自身が運営
当ります。
その他の水産
物も共同で運営して
他の人が運営
が該当します。この
の直売所、道の駅
などの方法には、
商)等のほか、インター
ネットや電話等により
消費者と直接受注し
販売した業者もあ
ります。

V 漁業以外の事業について

過去1年間に行った漁業以外の事業について、当てはまるものすべてに記入してください。
また、漁家民宿の過去1年間の延べ宿泊者数を記入してください。

また、漁家民宿の過去1年間の延べ宿泊者数を記入してください。

	行っていない	水産物の加工	漁家民宿 漁家レストラン	遊漁船業	農業	小売業	その他
591	0	0	0	0	0	0	0

「漁家レストラン」
とは、自ら生産した水産動植物を、使用の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、代金を得ている場合をいいます。

「漁家民宿」とは、旅館業法に基づく旅館業の許可を得て、第3者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を用いた料理を提供し料金を得ている事業をいいます。

宿泊した人数を記入してください。

同一人物が2泊3日で民宿を利用した場合も「1人」と数えます。

C

調査項目はここまでです。
お忙しい中、最後までご協力いただき誠にありがとうございました。



2018年漁業センサス

漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）



記入の仕方

◆ 2018年漁業センサスとは

「漁業センサス」とは、漁業に関する国勢調査ともいべき大切な調査で、我が国漁業の基本構造等を明らかにし、水産行政の企画・立案等に活用することを目的に、5年に1度実施しています。

漁業や漁村の振興政策の策定など、水産行政の基礎となるものですので、ご協力をお願いいたします。



◆ 秘密の保護について

統計調査員及び都道府県、市区町村の職員が、個人の調査内容を他に漏らしたり、課税等、統計以外の目的に使うことは、法律で厳しく禁じられていますので、ありのままの記入をお願いいたします。

《 調査票記入にあたっての注意 》

- 調査票を記入する際は、この「記入の仕方」をよくお読みください。
- 黒の鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。
- 数字は1マスに1字ずつ算用数字で右に詰めて記入してください。
- 該当のある項目だけ記入し、それ以外の項目には何も記入しないでください。（－（バー）や0（ゼロ）を記入する必要はありません。）

- ◆ 調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたら、コールセンターにお問い合わせいただくか、統計調査員が訪問した際にご質問ください。

◆ 平成30年 満年齢早見表

調査票の3ページにあります「I-1 漁業に従事した責任のある者」及び4ページ「I-2-(2) 役職につく者」の設問において、出生の年月を記入する際の参考にご利用ください。

なお、1月～10月生まれの方（誕生日が過ぎた方）は、年齢欄の数字が現在の年齢となります。

11月～12月生まれの方（誕生日が過ぎていない方）は、現在の年齢に1を足した年齢欄の、元号と年を記入してください。

年齢	元号	西暦	年齢	元号	西暦	年齢	元号	西暦
16歳	平成14年	2002年	42歳	昭和51年	1976年	72歳	昭和21年	1946年
17歳	平成13年	2001年	43歳	昭和50年	1975年	73歳	昭和20年	1945年
18歳	平成12年	2000年	44歳	昭和49年	1974年	74歳	昭和19年	1944年
19歳	平成11年	1999年	45歳	昭和48年	1973年	75歳	昭和18年	1943年
20歳	平成10年	1998年	46歳	昭和47年	1972年	76歳	昭和17年	1942年
21歳	平成 9年	1997年	47歳	昭和46年	1971年	77歳	昭和16年	1941年
22歳	平成 8年	1996年	48歳	昭和45年	1970年	78歳	昭和15年	1940年
23歳	平成 7年	1995年	49歳	昭和44年	1969年	79歳	昭和14年	1939年
24歳	平成 6年	1994年	50歳	昭和43年	1968年	80歳	昭和13年	1938年
25歳	平成 5年	1993年	51歳	昭和42年	1967年	81歳	昭和12年	1937年
26歳	平成 4年	1992年	52歳	昭和41年	1966年	82歳	昭和11年	1936年
27歳	平成 3年	1991年	53歳	昭和40年	1965年	83歳	昭和10年	1935年
28歳	平成 2年	1990年	54歳	昭和39年	1964年	84歳	昭和 9年	1934年
29歳	平成 元年	1989年	55歳	昭和38年	1963年	85歳	昭和 8年	1933年
30歳	昭和63年	1988年	56歳	昭和37年	1962年	86歳	昭和 7年	1932年
31歳	昭和62年	1987年	57歳	昭和36年	1961年	87歳	昭和 6年	1931年
32歳	昭和61年	1986年	58歳	昭和35年	1960年	88歳	昭和 5年	1930年
33歳	昭和60年	1985年	59歳	昭和34年	1959年	89歳	昭和 4年	1929年
34歳	昭和59年	1984年	60歳	昭和33年	1958年	90歳	昭和 3年	1928年
35歳	昭和58年	1983年	61歳	昭和32年	1957年	91歳	昭和 2年	1927年
36歳	昭和57年	1982年	62歳	昭和31年	1956年	92歳	大正15年	1926年
37歳	昭和56年	1981年	63歳	昭和30年	1955年	93歳	大正14年	1925年
38歳	昭和55年	1980年	64歳	昭和29年	1954年	94歳	大正13年	1924年
39歳	昭和54年	1979年	65歳	昭和28年	1953年	95歳	大正12年	1923年
40歳	昭和53年	1978年	66歳	昭和27年	1952年	96歳	大正11年	1922年
41歳	昭和52年	1977年	67歳	昭和26年	1951年	97歳	大正10年	1921年
			68歳	昭和25年	1950年	98歳	大正 9年	1920年
			69歳	昭和24年	1949年	99歳	大正 8年	1919年
			70歳	昭和23年	1948年	100歳	大正 7年	1918年
			71歳	昭和22年	1947年	101歳	大正 6年	1917年

各調査項目に関する記入の仕方は、次のページ以降をご確認ください。

調査票の内容については、本年（平成30年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの1年間について記入してください。

秘
農 林 水 産 省
統計法に基づく基幹統計調査
漁 業 構 造 統 計

2018年漁業センサス

海面漁業調査

漁業経営体調査票Ⅱ

（団体経営体用）

平成30年11月1日調査

0201

様式調第2号



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

大海区	都府県 (振興局)	市区町村	漁業地区	調査区	漁業集落	客体番号
基本指標番号						

市区町村名

漁業地区名

漁業集落名

- この調査票は、統計の作成目的以外には使用せず、得られた個々の結果についても、外に漏らしたり課税などの資料に利用することはなく、秘密を厳守することが法律により定められていますので、ありのままをご記入ください。
- 記入に当たっては、「漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）の記入の仕方」をよく読んでください。
- 黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。

★ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように右づめで記入してください。

★ マークを記入する欄は、下の記入例1のように濃くぬりつぶしてください。

記入例

				9	8	7	6	5	4	0
--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

つなげる すきまをあける

記入例

0	→	●
---	---	---

★ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。

記入例

11	2	3
----	---	---

悪い例

0	→	✓	○
---	---	---	---

- 調査票の内容については、本年（平成30年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間について記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの1年間について記入してください。

- 調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。
オンラインによる回答方法は、「オンライン調査システム操作ガイド」をご参照ください。

調査員がチェックをつけた該当ページについて、ご記入ください。

- ☐ 「会社」の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・2～11ページ
- ☐ 「共同経営」の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・2～9ページ
- ☐ 「漁業協同組合」「漁業生産組合」「その他」の方・・・・・・・・3～9ページ

- ・ 「単独事業所」とは、他の場所に本社や支社等を持たない事業所をいいます。
- ・ 「本所・本社」とは、他の場所に支所等を持ち、それらを総括する事業所をいいます。
- ・ 「支所・支社」とは、本所等の統括の下に、本所等から分かれて活動する事業所をいいます。

0 2 0 2

会 - I 事業所の概要

1 本所・支所の区分と会社の種類

それぞれ**当てはまるもの一つ**に記入してください。

本 所 ・ 支 所 の 区 分			会 社 の 種 類	
単独事業所	本所・本社	支所・支社	株 式	その他
801	0	●	●	0

特例有限会社（旧制度の有限会社を含む）は、株式会社に含みます。

2 11月1日現在の従業員数

漁業と漁業以外も含めた**すべての従業員数**を記入してください。

（ 本所・本社の場合は、支社・支所を含めた従業員数ではなく、本所・本社**のみ**の従業員数を記入してください。）

千 百 + (人)

802 : : 3 2

次のページへ →

会社の方が記入してください

共同経営の方が記入してください

共 - I 共同経営について

1 出資金

現物出資を除く出資金について、当てはまるもの一つに記入してください。

出資金 現金 現物 出資した のみは	10 万 円 未 満	10 万 円 未 満	30 万 円 未 満	50 万 円 未 満	100 万 円 未 満	200 万 円 未 満	500 万 円 未 満	1,000 万 円 未 満	3,000 万 円 未 満	3,000 万 円 以上
831	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

現物出資とは、漁船や漁網などの持ち寄りをいいます。

2 出資者の人数

出資金を出資した人と現物出資をした人の合計の人数を記入してください。

千 + (人)

832 : : : :

次のページへ →

出資金はなく、漁船等を持ち寄り漁業経営を共同で行っている場合は、これに該当します。

- ・ 現物出資のみの人を含めた出資者の人数を記入してください。
- ・ 共同経営に従事していても、出資していない人は含めません。

法人番号の記入をお願いします。

法人番号とは、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体の皆様に指定される「13桁の番号」です。

すべての方

1 当てはまるもの一つに記入してください。

法人でない	法人である
851	0

2 法人の場合は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

852	50000120800
-----	-------------

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に活用させていただきます。

「漁業に従事した責任のある者」とは、団体経営体における、経営主や役員のうち、漁業に従事した者をいいます。

役員会に出席するだけの場合や船長等役職にあっても役員ではない場合（一般に雇った人と同じ給与体系）は、該当しません。

I 漁業の従事者

1 漁業に従事した責任のある者（役員（支配人や代理を委任した者））について記入してください。（役員以外に記入してください。）

本欄に記入するのは、経営主のほか、役員のうち、過去1年間に漁業委員会に出席するだけの方は、記入する必要はありません。

経営主	海上作業において責任のある者（役員に限る。）						性別	出生の年月		漁業従事日数（陸上作業を含みます。）	うち、海上作業日数	海上作業日数が多かった漁業種類			陸上作業に従事													
	漁船長	船長	機関長	養殖場長	その他	男		女	該当する元号と年月を記入			1位	2位	3位														
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯													
該当するすべてにマーク							いずれかにマーク	大	正	昭	平	年	月	（日）	（日）	全国漁業種類番号を記入	該当するすべてにマーク											
01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	6	3	7	3	2	1	1	1	1	0	0					
02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	1	0	2	8	6	2	8	6	1	2	1	1	1	1	0	0
03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	9	2	2	8	6	2	8	6	1	2	1	1	1	1	1	0	0
04	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	5	3	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0

経営主や役員で漁業に従事した者について記入します。必ず1つ以上の役職にマークしてください。

「漁業に従事した責任のある者」は10人までしか記入できません。11人以上いる場合は、調査票の最後のページに補助票がありますので、そちらに記入してください。

海上作業日数の数え方

・1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。

「陸上作業」とは、海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には次のとおりです。

- ・ 漁船や漁網等の修理・整備（停泊中の漁船内で行った場合を含めます。）
- ・ 漁具や食料品の積み込み作業
- ・ 出港時の漁船の引き下ろし、帰港時の引き上げ、悪天候時の出港待機
- ・ 餌の仕入れ、調餌作業
- ・ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝掃除作業、貝のむき身作業、わかめの乾燥作業
- ・ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業
- ・ 自家漁業の経理、計算、帳簿管理等の作業

11月1日現在の海上作業に雇った日本人の数を記入してください。

- 雇用契約を結んで漁業の海上作業に従事している外国人の数を記入してください。
- 海外基地で乗下船する者や外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能実習を行っている者は含めますが、講習による知識修得活動期間中の外国人（雇用関係なし）は含めません。

2 海上作業に雇った人（3ページの「1 漁業に従事した責任のある者」に記入した人を除く。）

(1) 11月1日現在の海上作業に雇った人の有無を記入してください。雇った人がいる場合は、項目ごとにその人数を記入してください。

(3) (1)の日本人のうち、(2)の役職につく者を除いて、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を年齢別に記入してください。

海上作業に雇った人がいない 201 0
海上作業に雇った人がいる 201 0

過去1年以内に漁業を始めた人とは、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した人で、以下のいずれかに該当する人です。
・新たに漁業を始めた人（過去に漁業に従事していた、再び漁業を始めた人を含む。）
・他の仕事で主であったが、漁業が主となった人（他の産業に従事等）

日本人

外国人

日本人				外国人			
①				③			
千	百	十	(人)	千	百	十	(人)
2	1	1		1	1	2	

		男		女	
計	221	2	3		
15～19歳	222				
20～24歳	223	2			
25～29歳	224				
30～34歳	225	5			
35～39歳	226	1	2		
40～44歳	227	2			
45～49歳	228				
50～54歳	229	2			
55～59歳	230				
60～64歳	231				
65～69歳	232				
70～74歳	233				
75歳以上	234				

11月1日現在の海上作業に雇った日本人のうち、記入されている役職につく人について記入してください。

(1)の日本人のうち、役職につく者を除いて、30日以上海上作業を行った人を年齢別に記入

本人のうち、役職（漁ろう長、船長、機関長、につく者（雇用に限る。）について記入してく

役 職				性別	出生の年月				漁業従事 日数 (陸上作業を含みます。)	うち、 海上作業 日数	海上作業日数が多かった漁業種類			陸上作業に 従事	
漁 ろう 長	船 長	機 関 長	養 殖 場 長		男	女	該当する元号と年月を 記入				1 位	2 位	3 位		
①	②	③	④	⑤	⑥				⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
該当するすべて に マー ク				いずれか にマーク	大 正	昭 和	平 成	年	月	(日)	(日)	全国漁業種類番号を記入			該当に マーク
0	0	0	0	0	0	0	0	4 2	4	2 8 6	2 8 6	1 2 1	1	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	4 7	9	1 1 9	5 5	1 3 9	1 4 4	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	4 9	1 2	2 4 1					
0	0	0	0	0	0	0	0	5 4	1 1	2 4 1					
0	0	0	0	0	0	0	0	4 4	5	2 4 1					

「役職につく者」は5人まで
か記入できません。6人以上い
場合は、調査員から配布される
助票がありますので、そちらに

3 陸上作業に雇った人数

過去1年間の漁業の陸上作業について、最盛期に雇った人数を記入してください。

計	241	8
男	242	2
女	243	6

「役職につく者」は5人までしか記入できません。6人以上いる場合は、調査員から配布される補助票がありますので、そちらに記入してください。

6ページの「全国漁業種類番号」で当てはまる番号を記入してください。

「海上作業」とは、次の作業をいいます。

- 漁船漁業においては、海上でのすべての作業
- 地びき網漁業においては、海上でのすべての作業及び陸上での引き子の作業
- 採貝、採藻
- 海上施設における養殖の場合は、海上でのすべての作業
- 陸上施設における養殖の場合は、給餌作業をはじめ、養殖施設でのすべての作業

「漁船」とは、過去1年間に自己の漁業生産に使用したもので、主船だけでなく灯船、魚群探索船等の附属船も含めます。なお、漁船登録をしていますが遊漁のみに使用した漁船は含めません。

0205

II 漁船

- 過去1年間に漁業に使用した漁船について、当てはまるものすべてを記入してください。(借りた漁船を含みます)
また、漁業に使用した漁船のうち、11月1日現在で保有している隻数(借りている漁船を含み、貸している漁船は含みません。)を記入してください。

漁船を使用していない 301

0

使用していない場合は6ページへ進んでください。

使用した漁船をすべてマーク

11月1日現在で保有している漁船(隻)

1台の船外機を複数の無動力漁船に付けて使用した場合は、1隻を船外機付漁船としてください。

11月1日現在で保有している場合は、③欄及び④～⑨欄に記入してください。

(例)
119.88トン
→119.8トン

無動力漁船 302
船外機付漁船 303
動力漁船 304

- 動力漁船【動力漁船についてのみ1隻ごとに記入してください】

過去1年間に使用した漁船
(借りた漁船を含みます)

11月1日現在で保有している漁船
(借りている漁船を含み、貸している漁船は含みません。)

総トン数
(小数第1位まで記入し、小数第2位を切り捨ててください。)

11月1日現在
保有している
漁船の隻数

過去1年間の
出漁日数

出漁日数が多かった漁業種類
1位 2位 3位

販売金額が多かった漁業種類
1位 2位 3位

① 千 百 + (トン)

② 小数点
いずれかにマーク

③ それぞれの漁船ごとに日数を記入(日)

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
全 国 漁 業 種 類 番 号 を 記 入

119.8

00

286

1211

1211

402 119.8

00

241

1211

1211

「動力漁船」は10隻までしか記入できません。11隻以上使用した場合は、調査員から配布される補助票がありますので、そちらに記入してください。

海面養殖を行っていても、養成期間中で、過去1年間に収穫していない場合は、販売見込み金額の多い順に記入してください。

11月1日現在において所有、借入れに関係なく、自らが管理運営している漁船については、「保有している」に記入してください。

出漁日数の数え方

- 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- 1航海が1夜の場合(夕方出港し、翌朝入港した場合)は1日とします。
- 2夜以上にわたる場合は、出港日から入港日までの日数とします。
- なお、遊漁船業は含みません。

6ページの「全国漁業種類番号」で当てはまる番号を記入してください。

同じ漁業種類であっても、必ず漁船ごとにそれぞれ記入してください。

漁業を行うためのえさを漁獲又は養殖した場合も、該当する漁業種類にマークしてください。

0206

Ⅲ 漁業経営について

1 営んだ漁業種類

(1) 過去1年間に行った、すべての漁業種類について記入してください。

《 網 漁 業 》

全国漁業種類番号

す営
べん
だに
もの
マ

底	遠洋底びき網	101	0
び	以西底びき網	102	0
き	沖合底びき網	103	0
網	1 そうびき	104	0
	2 そうびき	105	0
	小型底びき網	106	0
	船 び き 網	107	0
	1 そうまき遠洋	108	0
	かつお・まぐろ	109	0
	1 そうまき近海	110	0
	かつお・まぐろ	111	0
	1 そうまき	112	0
	そ の 他	113	0
	2 そうまき	114	0
	中・小型まき網	115	0
	さけ・ます流し網	116	0
	かじき等流し網	117	0
	その他の刺網	118	0
	さんま棒受網	119	0
	大型定置網	120	0
	さけ定置網	121	0
	小型定置網	122	0
	その他の網漁業	123	0

《 はえ縄・釣・その他漁業 》

全国漁業種類番号

す営
べん
だに
もの
マ

は	遠洋まぐろはえ縄	120	0
え	近海まぐろはえ縄	121	0
縄	沿岸まぐろはえ縄	122	0
	その他のはえ縄	123	0
	遠洋かつお一本釣	124	0
	近海かつお一本釣	125	0
	沿岸かつお一本釣	126	0
	遠 洋 い か 釣	127	0
	近 海 い か 釣	128	0
	沿 岸 い か 釣	129	0
	ひ き 縄 釣	130	0
	そ の 他 の 釣	131	0
	小 型 捕 鯨	132	0
	潜 水 器 漁 業	133	0
	採 貝 ・ 採 藻	134	0
	そ の 他 の 漁 業	135	0

《 海 面 養 殖 》 (種苗養殖含む)

全国漁業種類番号

す営
べん
だに
もの
マ

ぎんざけ養殖	136	0
ぶり類養殖	137	0
まだい養殖	138	0
ひらめ養殖	139	0
とらふぐ養殖	140	0
くろまぐろ養殖	141	0
その他の魚類養殖	142	0
ほたてがい養殖	143	0
かき類養殖	144	0
その他の貝類養殖	145	0
くるまえば養殖	146	0
ほや類養殖	147	0
その他の水産動物類養殖	148	0
こんぶ類養殖	149	0
わかめ類養殖	150	0
のり類養殖	151	0
その他の海藻類養殖	152	0
真 珠 養 殖	153	0
真 珠 母 貝 養 殖	154	0

3 ページⅠの1「漁業に従事した責任のある者」、4 ページⅠの2の(2)「役職につく者」、5 ページⅡの2「動力漁船」及び7 ページⅢの1の(2)「年間販売金額が多かった全国漁業種類番号」については、本ページの「全国漁業種類番号」を使用してください。

漁業種類は、各地域によって様々な名称がありますので、別に配布している「漁業種類地方名称一覧」を参考にしてください。

海面養殖を行っていても、養成期間中で、過去1年間に収穫していない場合は、販売見込み金額の多い順に記入してください。

0207

(2) 過去1年間に行ったすべての漁業種類のうち、販売金額の多かった順に3つを(1)の全国漁業種類番号101～154から選んで記入してください。

	1位	2位	3位
	161	162	163
年間販売金額が多かった 全国漁業種類番号	121	139	144

6ページの「全国漁業種類番号」の中から選んで記入してください。

6ページでマークした「全国漁業種類番号」の中から選んで記入してください。

(3) 過去1年間の漁獲物・収穫物について、魚種別の販売金額の多かった順に3つを下表の魚種番号01～36から選んで記入してください。

	1位	2位	3位
	171	172	173
年間販売金額が多かった 魚種番号	01	03	02

表 魚種番号

名	称	番号	名	称	番号	名	称	番号	名	称	番号
くろまぐろ		01	ひらめ・かれい類		10	いかなご		19	ほたてがい		28
かつお・まぐろ類 (くろまぐろを除く)		02	すけとうだら		11	ふぐ類		20	その他の貝類		29
かじき類		03	その他たら類		12	その他の魚類		21	いか類		30
さけ・ます類		04	ほっけ		13	いせえび		22	たこ類		31
いわし類		05	あなご類		14	その他のえび類		23	うに類		32
あじ類		06	たちうお		15	ずわいがに・ べにずわいがに		24	なまこ類		33
さば類		07	たい類		16	その他のかに類		25	こんぶ類		34
さんま		08	いさき		17	あわび類・さざえ		26	その他の海藻類		35
ぶり類		09	さわら類		18	あさり類		27	その他		36

2 地方選定漁業種類について

過去1年間で地方選定漁業種類の漁業を行った場合、そのすべての漁業種類について記入してください。

地方選定漁業種類が記載されていない場合、マークは不要です。

地方選定漁業種類 種類名	番号	マ 該 当 に
ひき釣	901	0
たこつぼ漁業	902	0
沖合たこかご漁業	903	0
沿岸たこかご漁業	904	0
いか玉	905	0
あなごかご	906	0
しまあじ養殖	907	0
		0

地方選定漁業種類 種類名	番号	マ 該 当 に
		0
		0
		0
		0
		0
		0
		0

地方選定漁業種類 種類名	番号	マ 該 当 に
		0
		0
		0
		0
		0
		0
		0

7

都道府県ごとに設定された漁業種類が記入されています。そのうち、行ったものすべてにマークしてください。

- ・ 借り入れているものも含め養殖場の施設面積と使用面積を記入してください。
- ・ 使用面積が施設面積を超えることはありません。

海面養殖を行っていない場合は、次ページへ進んでください。

0208

3 海面養殖業 (陸上に設置した水槽に海水を入れ養殖をする場合は、海面養殖に含めます。)

11月1日現在の養殖の状況について記入してください。

(1) 魚類養殖

養殖場の施設面積と使用している面積 (魚類を放養しない面積は除きます。) を記入してください。

借りている施設の面積も含めます。

養殖場の施設面積

うち、使用している面積

		百万	十万	万	千	百	十	(㎡)	百万	十万	万	千	百	十	(㎡)
魚類養殖の合計	511	:	:	:	7	0	0	:	:	:	:	3	0	0	:
うち、ぶり類	512	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
うち、まだい	513	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
うち、ひらめ	514	:	:	:	7	0	0	:	:	:	:	3	0	0	:
うち、陸上水槽	515	:	:	:	1	0	0	:	:	:	:	:	:	:	:
うち、とらふぐ	516	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
うち、陸上水槽	517	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
うち、くろまぐろ	518	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

(2) ほたてがい養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

ア いかだ垂下式、簡易垂下式
台数と1台の平均面積を記入してください。

万 千 百 十 (台)

台 数 521 : : : : :

万 千 百 十 (㎡)

平 均 面 積 522 : : : : :

イ はえ縄

幹縄 (海面に水平に張って垂下連を支える縄 (ロープ)) の長さを記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (m)

523 : : : : :

(3) かき類養殖

当てはまる養殖方法に記入してください。

いかだ垂下式、簡易垂下式
台数と1台の平均面積を記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (台)

台 数 531 : : : : : 1 0

百万 十万 万 千 百 十 (㎡)

平 均 面 積 532 : : : : : 9 0

イ はえ縄

幹縄 (海面に水平に張って垂下連を支える縄 (ロープ)) の長さを記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (m)

533 : : : : : :

ウ 地まき式、そだひび式

養殖している養殖場の面積を記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (㎡)

534 : : : : : :

(4) わかめ類養殖

幹縄 (海面に水平に張って種糸を支える縄 (ロープ)) の長さを記入してください。

百万 十万 万 千 百 十 (m)

541 : : : : : :

(5) のり類養殖

施設の面積を平方メートル単位で記入してください。

(養殖施設の面積には潮通し、船通しは含みません。面積は、真上からみた養殖施設の面積とし、何枚重ね張りしても1枚の網ひびの面積としてください。)

百万 十万 万 千 百 十 (㎡)

551 : : : : : :

(6) 真珠養殖

いかだ台数を記入してください。
(かご100つりを1台としてください。)

百万 十万 万 千 百 十 (台)

561 : : : : : :

(7) 真珠母貝養殖

いかだ台数を記入してください。
(かご100つりを1台としてください。)

百万 十万 万 千 百 十 (台)

562 : : : : : :

種がきとして販売する稚貝を養成した施設も含めて記入してください。

遠洋まぐろ漁業など、1年以上の遠洋航海等で、漁獲はあったものの水揚（販売）をしていない場合は、「販売金額なし」にマークしてください。

養殖を行っていない場合や、養殖を行っていても、養成期間中で過去1年間に収穫をしていない場合は、「販売金額なし」にマークしてください。

4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額（消費税を含む。）について、**当てはまるもの一つ**に記入してください。

養殖を行っていない場合は、「うち、海面養殖」の販売金額なしを記入してください。	販売金額なし	100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～800万円未満	800万円～1,000万円未満	1,000万円～1,500万円未満	1,500万円～2,000万円未満	2,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円～2億円未満	2億円～5億円未満	5億円～10億円未満	10億円以上
販売金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、海面養殖	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

「10億円以上」の場合は、金額も記入してください。

千億 百億 十億 (億円)

573 11

574

四捨五入して億円単位で記入してください。

5 過去1年間の**すべての漁獲物・収穫物の出荷先**に記入してください。また、**出荷額の最も多かった出荷先一つ**に記入してください。

出荷先	漁業協同組合 または荷さばき所	漁業以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者・生協	外食産業	消費者に直接販売	その他
出 荷 先 (該当すべてにマーク)	581	0	0	0	0	0	0
出荷額の最も多かった出荷先 (一つにマーク)	582	0	0	0	0	0	0

消費者に直接販売には、自ら生産した水産物またはそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。
自営の水産物直売所には、団体経営体自らが運営する直売所が該当します。
その他の水産物直売所には、共同で運営している他の方が運営しているものが該当します。
他の方法には、(小売店・スーパー・コンビニエンスストア等)のほか、インターネットや電話等により消費者に直接販売したものが該当します。

10億円以上の場合は、10億円以上にマークし、金額も記入してください。

「漁獲物・収穫物の出荷先」とは、漁業経営体が直接出荷した相手先をいいます。
販売を行っていない場合や収穫を行っていない場合は、出荷予定先をマークしてください。

IV 漁業以外の事業について

過去1年間に行った漁業以外の事業について、**当てはまるものすべて**に記入してください。また、**漁家民宿の過去1年間の延べ宿泊者数**を記入してください。

行っていない	水産物の加工	漁家民宿	漁家レストラン	遊漁船業	農業	小売業	その他
591	0	0	0	0	0	0	0

漁家民宿の延べ宿泊者数
万 千 百 十 (人)

592	0	0	0	0
-----	---	---	---	---

「会社」以外の方の調査は以上で終わりです。
ご協力ありがとうございました。
「会社」の方は次ページへ。

「漁家レストラン」とは、団体経営体自ら又は構成員(組合員)が生産した水産動植物を、使用の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、代金を得ている場合をいいます。

「漁家民宿」とは、旅館業法に基づく旅館業の許可を得て、第三者を宿泊させ、団体経営体自ら又は構成員(組合員)が生産した水産動植物や地域の食材を用いた料理を提供し料金を得ている事業をいいます。
宿泊した人数を記入してください。
同一人物が2泊3日で民宿を利用した場合も「1人」と数えます。

このページは、「会社」の方で「本所・本社」又は「単独事業所」の場合にご記入ください

- 従業員とは、次の①～④のいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 個人事業主及び無給の家族従業員
 - ② 有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の人）
 - ③ 雇用者（賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人）
 - ④ 出向・派遣受入者
- なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含みません。

「会社」の方で2ページの本所・支所の区分が「本所・本社」及び「単独事業所」の場合に記入してください。

会 - II 支所・支社も含めた会社全体について

- 1 支所・支社も含めた会社全体の従業員数
支所・支社も含めた**会社全体の従業員数**を記入してください。

		十	万	千	百	十	(人)
計	803	:	:	:	:	4	0
常時従業員	804	:	:	:	:	3	2
うち、雇用者	805	:	:	:	:	3	1
その他	806	:	:	:	:	:	8

常時従業員とは、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している人及び研修生を含まない、次の①～④のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 個人事業主及び無給の家族従事者
- ② 有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の人）
- ③ 雇用者（賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人）
 - ・ 役員の肩書きがあるものの、役員報酬ではなく、雇用者と同じ賃金・給与体系の人
 - ・ 期間を定めずに従事している人
 - ・ 1か月以上の期間を定めて従事している人
- ④ 出向・派遣受入者
 - ・ 1か月以上の期間を定めて従事している人

雇用者とは、常時従業員のうち③の「雇用者」に該当する者をいいます。

その他とは、常時従業員以外の従業員をいいます。

- ・ 1か月未満の期間を定めて雇用されている人
- ・ 日々雇用（日雇い）されている人、など

- 2 資本金
当てはまるもの一つに記入してください。

（株式会社については払込済み資本金の金額、その他については出資金の金額で当てはまるもの一つに記入してください。）

	100 万円 未満	100 〽 200 万円 未満	200 〽 500 万円 未満	500 〽 1,000 万円 未満	1,000 〽 3,000 万円 未満	3,000 〽 5,000 万円 未満	5,000 万円 〽 1 億円 未満	1 〽 10 億円 未満	10 億円 以上
807	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 常時従業員とは、
上記の①及び②に加え、③のうち次の⑤～⑦のいずれかに該当する者、及び④のうち次の⑦に該当する者をいいます。
 - ⑤ 役員の肩書きがあるものの、役員報酬ではなく、雇用者と同じ賃金・給与体系の人
 - ⑥ 期間を定めずに従事している人
 - ⑦ 1か月以上の期間を定めて従事している人
- その他とは、常時従業員以外の従業員をいいます。
例：1か月未満の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人、等

0211

3 漁業の専業・兼業

(1) 過去1年間に行った事業が漁業のみの場合は「専業」、他の事業も行った場合は「兼業」に記入してください。

808

兼業

専業

0

0

専業の場合は、(2)～(4)の記入は必要ありません。

(2) 過去1年間の総販売金額に占める漁業部門の割合について、当てはまるもの一つに記入してください。

25%未満

25～50%未満

50～75%未満

75%以上

809

0

0

0

0

(3) 過去1年間に漁業以外に行ったすべての事業の事業所の数を記入してください。
そのうち、販売金額が最も多かったもの一つに記入してください。

		事業所の数	販売金額が最も多かったもの一つにマーク
製造業	水産加工業	811	1
	その他	812	0
卸売・小売業、飲食業		813	0
サービス業		814	0
その他	冷蔵倉庫業	815	0
	その他	816	0

(4) 自社用の冷凍・冷蔵工場数を記入してください。(寄託品を取り扱わない自社用の水産物を保存する冷凍・冷蔵工場数)

817

(工場)

1

4 事業別の子会社数

事業別に子会社数を記入してください。

(会社)

漁業	821	:	:	:
製造業	水産加工業	822	:	:
	その他	823	:	:
卸売・小売業、飲食業		824	:	:
サービス業		825	:	:
その他	冷蔵倉庫業	826	:	:
	その他	827	:	:

調査は以上で終わりです。
ご協力ありがとうございました。

- 「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社や、会社がその経営を支配している法人をいいます。
- 1つの子会社で複数の事業を行った場合は、販売金額が最も多い事業にのみ計上してください。



調査項目はここまでです。
お忙しい中、最後までご協力いただき誠にありがとうございました。

2018年漁業センサス 海面漁業地域調査票 記入の仕方



◆ 2018年漁業センサスとは

「漁業センサス」とは、漁業に関する国勢調査ともいえるべき大切な調査で、我が国漁業の基本構造等を明らかにし、水産行政の企画・立案等に活用することを目的に、5年に1度実施しています。

漁業や漁村の振興政策の策定など、水産行政の基礎となるものですので、ご協力をお願いいたします。



◆ 秘密の保護について

農林水産省の職員が、記入内容を他に漏らしたり、課税等、統計以外の目的に使うことは、法律で厳しく禁じられていますので、ありのままの記入をお願いいたします。

《 調査票記入にあたっての注意 》

- 調査票を記入する際は、この「記入の仕方」をよくお読みください。
- 黒の鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。
- 数字は1マスに1字ずつ算用数字で右に詰めて記入してください。
- 該当のある項目だけ記入し、それ以外の項目には何も記入しないでください。（－（バー）や0（ゼロ）を記入する必要はありません。）

- ◆ 調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたら、コールセンターにお問い合わせください。

秘
農 林 水 産 省
統計法に基づく基幹統計調査
漁業構造統計

2018年漁業センサス

海面漁業調査

海面漁業地域調査票

平成30年11月1日調査

0301
様式調第3号



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

大海区	都府県 (振興局)	市区町村	漁業地区	客体番号
基本指標番号	09	87	654321	001

市区町村名
〇〇市

漁業地区名
〇〇

本調査票は、漁業地区単位で作成します。

漁業地区の定義は以下のとおりです。

同封した「地図」にその範囲を示していますので、「漁業地区名」欄に記載された漁業地区の範囲を確認した上で、調査票の記入をお願いします。

- この調査は、全国の漁業地区の資源管理・漁場改善の取組や活性化の取組、水産業施策に必要な基礎資料の整備を目的としています。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。
- 記入に当たっては、「海面漁業地域調査票の記入の仕方」をよく読んでください。
- 黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入し、間違えた場合は、消しゴムで消してください。

★ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように**右づめ**で記入してください。

★ マークを記入する欄は、下のように濃く塗りつぶしてください。

記入例

9	8	7	6	5	4	0
---	---	---	---	---	---	---

つなげる すきまをあける

記入例

0

 →

★ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。

記入例

1123

悪い例

0

 →

0

- 調査票の内容については、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの過去1年間について記入してください。

● 調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。

オンラインによる回答方法は、「オンライン調査システム操作ガイド」をご参照ください。

漁業地区とは、市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいいます。

用語の解説(Ⅰ 資源管理・漁場改善の取組)

用 語		解 説
漁業資源の管理	漁獲(採捕、収獲)枠の設定	魚種別、漁業種類別に漁獲量を設定しているものをいいます。養殖の場合は、養殖施設の設置数を決めているものをいいます。 【例】 毎月の総漁獲量設定、漁業者ごとの小型魚の漁獲数量規制 等
	漁業資源の増殖	漁業資源の維持・増大のために、種苗（中間育成したものを含む。）放流等を行っているものをいいます。 【例】 ヒラメ稚魚の放流（50mm、100万尾） 等
	その他	上記以外の漁業資源の管理に係る取組をいいます。 【例】 資源量の把握 等
漁場の保全・管理	漁場の保全	藻場や干潟の造成、薬品等の不使用の取組を通じ、漁業資源の生育に適する状態に保つための措置をいいます。
	藻場・干潟の維持管理	藻場や干潟を維持管理するために行った活動をいいます。
	薬品等の不使用の取組	漁網防汚剤など、使用可能な薬品のうち、環境負荷が高いなどの理由で使わないことを取り決めている等の取組をいいます。合成洗剤不使用の取組みはここに含めます。
	漁場の造成	漁場の価値向上を図る取組をいいます。 【例】 魚礁設置、築磯の造成、産卵場・育成場の造成、藻場・海中林の造成、海底耕耘、作れい 等
	漁場利用の取決め	漁場利用に関する取決めを行ったものをいいます。 【例】 禁漁区の設定、操業区域の制限、漁場利用の輪番制、輪採制、海面養殖における養殖規模の制限（組織が個々の経営体を制限しているもの） 等
	その他	上記以外で漁場の保全・管理を目的に実施しているものをいいます。 【例】 植樹活動、魚つき林の造成、漁場の監視 等
漁獲の管理	漁法（養殖方法）の規制	特定の漁法（養殖方法）の禁止を通じ、漁獲の管理を行う取組をいいます。なお、養殖における養殖密度の規制はここに含めます。 【例】 樽流し漁法の禁止 等
	漁船の使用規制	使用漁船の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいいます。 【例】 漁船隻数の規制、漁船トン数規制、馬力数の上限設定 等
	漁具の規制	使用する漁具の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいいます。 【例】 漁網の目合規制、漁具数制限（一本釣り漁船の乗組人数や竿数制限を含む。）、光力上限制限 等
	漁期の規制	漁期（休漁日や禁漁日を含む。）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいいます。 【例】 年間30日以上休漁日を設定、日曜日を休漁日と設定、3日連続操業の禁止、定期休漁日の設定、航海数の抑制（2週間で5航海まで等） 等
	出漁日数、操業時間の規制	出漁日数や操業時間（操業開始時刻や終了時刻のみの設定を含む。）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいいます。 【例】 出入港時刻の設定、網入れ・網上げ時間の統一 等
	漁獲(採捕、収獲)サイズの規制	採捕、収獲または出荷できる魚介類の大きさ（体長、重量等）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいいます。 【例】 30cm以下のひらめは再放流、あわびは12cm以上のみ出荷 等
	漁獲量(採捕量、収獲量)の規制	年間または漁期間若しくは1日当たりの1経営体または1漁ろう体当たり漁獲量を決めて、漁獲の管理を行う取組をいいます。養殖の場合は、1経営体当たりの収獲量を定めているものをいいます。 【例】 経営体ごとの年間漁獲量制限、個人の採捕数量の制限 等
	その他	上記以外で漁獲の管理を目的に実施しているものをいいます。

資源管理計画：国や都道府県が定めた「資源管理指針」に基づき関係漁業者が魚種または漁業種類ごとに、自主的に行う資源管理措置を内容として作成する計画をいいます。

漁場改善計画：持続的養殖生産確保法第4条に基づき、漁業協同組合等が持続的な養殖生産の確保を図るために作成し、都道府県知事等の認定を受けた計画をいいます。

その他：資源管理計画や漁場改善計画以外で資源管理や漁場改善を目的とするものをいいます。

なお、漁業地区をまたがる取組についてはそれぞれの漁業地区の調査票に記入します。

0302

I 資源管理・漁場改善の取組

- 過去1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）に**漁業地区において**漁業協同組合が行った資源管理・漁場改善の取組について、**取組ごと（資源管理計画、漁場改善計画、その他）**に記入してください。

名 称	取組区分			対象とした漁業資源																		
	資源管理計画	漁場改善計画	その他	参加漁業経営体数	魚 類				えび 類		かに 類		貝 類			そ 水 産 動						
					さけ・ます類	ひらめ	かれい類	たい類 まだい	その他の魚類 その他のたい類	いせえび	その他のえび類	がざみ類	その他のかに類	あわび類	さざえ	あさり類	その他の貝類	いか類	たこ類	うに類		
資源管理計画や漁場改善計画は、計画の名称、自主的な取組は、組織の名称を記入してください。																						漁 取 業 漁 者 該 当 する 漁 該 当 する。
名 称 を 記 入	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰					

資源管理計画や漁場改善計画は、計画の名称、自主的な取組は、組織の名称を記入してください。

漁業地区をまたがる取組の場合、参加漁業経営体数は、当該漁業地区に居住する者のみを記入します。

101	あわび漁業資源管理計画	●	0	0	:	:	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
102	定置網漁業管理計画	●	0	0	:	:	6	●	●	0	0	0	0	●	0	0	0	0	0	0	●	0
103	漁場改善計画 わかめ養殖)	0	●	0	:	:	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
104	漁場改善計画 ぶり養殖)	0	●	0	:	:	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
105	海女部会	0	0	●	:	:	1	7	0	0	0	0	0	●	0	0	0	0	0	0	0	●
106		0	0	0	:	:			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【魚種別の資源管理計画の記入例】

<<あわび漁業資源管理計画>>

漁業調整規則等におけるルール
 漁業を営む期間：11月1日から2月末まで。
 殻長制限：12cm以上

自主的管理措置
 操業日数の規制：11月1日から2月末までの間において15日以内の操業とする。

資源量調査の実施
 密漁監視

【漁業種類別の資源管理計画の記入例】

<<定置網資源管理計画>>

漁業調整規則等におけるルール
 漁業期間：周年

自主的管理措置
 操業期間の規制：4月1日から2月末まで
 ひらめの体長制限：30cm以下は再放流
 さけ稚魚放流を実施

114		0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
115		0	0	0	:	:	:	:	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 過去1年間に漁業地区において漁業協同組合が遊漁関係団体と連携した取組を行った場合は、**当てはまるものすべて**に記入してください。

取組あり	201	●	→
取組なし		○	→

3 ページにそれぞれの用語の解説を掲載していますので、ご参照ください。

0 3 0 3

他物 なまこ類	の類 その他の水産動物類	海藻類 こんぶ類	漁業資源の管理 漁獲（採捕・収穫）枠の設定 漁業資源の増殖 その他 その他の海藻類	漁場の保全・管理										実施した措置														
				漁場の保全	藻場・干潟の維持管理	薬品等の不使用の取組	漁場の造成	漁場利用の取決め	その他	漁法（養殖方法）の規制	漁船の使用規制	漁具の規制	漁期の規制	出漁日数、操業時間の規制	法制度による規制							法制度を上回る自主規制						
															漁獲量（採捕量、収穫量）の規制	漁獲（採捕、収穫）サイズの規制	漁獲量（採捕量、収穫量）の規制	その他	漁法（養殖方法）の規制	漁船の使用規制	漁具の規制	漁期の規制	出漁日数、操業時間の規制	漁獲量（採捕量、収穫量）の規制	漁獲（採捕、収穫）サイズの規制	漁獲量（採捕量、収穫量）の規制	その他	
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48

該当するスペースにマーク

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【漁場改善計画の記入例 1】
＜＜漁場改善計画（わかめ養殖）＞＞

漁業権行使規則等におけるルール
養殖施設規模の制限：1 経営体あたり幹縄総延長2.0km
以内

自主的管理措置
養殖施設の適正配置：施設間の間隔は3 m以上とする。
成長促進のための施肥禁止
病害虫対策としての薬剤不使用

【漁場改善計画の記入例 2】
＜＜漁場改善計画（ぶり養殖）＞＞

漁業権行使規則等におけるルール
養殖施設数の制限：養殖いかだは800台

自主的管理措置
養殖密度設定：網生簀内における飼育密度は7kg/m²以下

【資源管理計画・漁場改善計画以外の記入例】
＜＜海女部会＞＞

漁業調整規則等におけるルール
漁期間：4/1～9/15
漁獲サイズ規制：あわび（12cm以上）、さざえ（5 cm以上）、うに（7cm以上） 等

自主的管理措置
漁期間の自主規制：5/1-9/5 合成洗剤不使用運動の推進

7 ページにそれぞれの用語の解説を掲載していますので、ご参照ください。

0304

Ⅱ 漁業地区の会合・集会等の開催状況

過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する会合・集会等が開催されましたか。
開催があった場合は、「ある(回数)」欄に開催回数を記入し、その議題について、
当てはまるものすべてに記入してください。

会合・集会等の開催 (いずれかに記入)	
な し	あ る (回数)
301	302
0	3

会合・集会等の
開催があった場合

会合・集会等の開催が
なかった場合は次に進ん
でください

会合・集会等の議題 (該当するものすべてにマーク)							
特定区画漁業権・ 共同漁業権の変更	企業参入	漁業権放棄	漁業補償	地元地区の共用財産・ 共有施設の管理	自然環境の保全	地元地区の行事 (祭り・イベント等)	その他
303	304	305	306	307	308	309	310
0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 活性化の取組

過去1年間に漁業協同組合本所・支所が関係する活動のうち、当該漁業地区で**実施
のすべて**に記入してください。

関係する活動 (該当するものすべてにマーク)						左記の活動は実施していない
新規漁業就業者・ 後継者を確保する取組	海上・海底の清掃活動	6次産業化への取組	ブルーツーリズムの取組	水産に関する伝統的な 祭り・文化・芸能の保存	その他の各種イベントの開催	
311	312	313	314	315	316	317
0	0	0	0	0	0	0

左記の活動は実施していない

「魚食普及活動」とは水産物の消費拡大（栄養特性や健康食品としてのPRを含む。）と漁業への理解を深めてもらうことを目的とする活動をいいます。

【例】

魚の調理法の講習や料理実習、地域行事における魚料理出展、パネル展示、チラシや冊子の作成・配布 等

「漁業体験」とは、地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいいます。

過去1年間に漁業協同組合本所・支所が行った都市との交流活動の取組
当該漁業地区で実施した取組の**参加人数**を記入してください。

		参 加 人 数				
		十	万	千	百	十 (人)
漁 業 体 験	321	5	2	0		
魚 食 普 及 活 動	322					
そ の 他	323					

漁業体験と魚食普及活動を一体的に実施した場合には、それぞれに同じ人数を記入してください。

3 漁業協同組合の運営する水産物直売所のうち、当該漁業地区の**施設数**及び過去1年間の**利用者数**（来場者数）について記入してください。

		施設数 (施設)		年 間 利 用 者 数				
		百	万	十	万	千	百	十 (人)
水産物直売所	331	2						

調査は以上で終わりです。
ご協力ありがとうございました。

「水産物直売所」とは、地元産の生鮮魚介類や水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設をいいます。

なお、無人施設や自動車等による移動販売、インターネットによる販売は除きます。

十の単位を四捨五入して百人単位で記入してください。

用語の解説(Ⅱ 漁業地区の会合・集会等の開催状況)

用 語	解 説
特定区画漁業権・共同漁業権の変更	特定区画漁業権（組合管理漁業権として漁業協同組合及び連合会に優先的に免許される区画漁業。「ひび建養殖業」、「藻類養殖業」、「垂下式養殖業（真珠養殖業を除く。）」、「小割式養殖業」、「第3種区画漁業たる貝類養殖業」）及び共同漁業権（共同漁業（一定の水面を共同に利用して営む漁業）を営む権利）の変更について議題とした場合をいいます。
企業参入	地元地区において、企業が漁業・養殖業へ参入することについて議題とした場合をいいます。
漁業権放棄	漁協が免許を受けている漁業権（定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権）の放棄（一部の区域に限る場合を含む。）について議題とした場合をいいます。
漁業補償	漁業権放棄や漁業権の行使が一時的に不可能になった場合の漁業権等に対する補償（対価補償）について議題とした場合をいいます。
地元地区の共用財産・共有施設の管理	地元地区の漁業者が共有している、漁港施設及び漁場の施設の管理について議題とした場合をいいます。
自然環境の保全	藻場や干潟をはじめとする、地元地区の自然環境の保全について議題とした場合をいいます。
地元地区の行事（祭り・イベント等）	地元地区において行われる祭り（漁協祭、水産祭、おさかな祭等）やイベント（消費者への直売会、地びき網体験、海開き等）の開催について議題とした場合をいいます。
その他	上記以外について議題とした場合をいいます。

用語の解説(Ⅲ 活性化の取組)

用 語	解 説
新規漁業就業者・後継者を確保する取組	漁協が主体となり、新たな漁業就業者や後継者を確保する取組を行っている場合をいいます。 【例】 漁業就業支援フェアへの出展、求人情報Webサイトへの求人情報の掲載、漁業人材育成総合支援事業等の活用 等
ゴミ（海岸・海上・海底）の清掃活動	海岸清掃（漂着したゴミだけではなく、観光客等が放置したゴミを回収するものも含む。）の活動や、漁業の操業中に漁網に混入したゴミや定置網に引っかかったゴミ等を回収・処分を漁協単位で組織的に実施する等の取組をいいます。
6次産業化への取組	農林漁業者等による自ら生産した農林水産物の加工、消費者への直接販売、漁家民宿・漁家レストランでの提供等の取組をいう。 【6次産業化の取組の例】 ・ 漁港で水揚げされる低・未利用魚の加工・直売とレストラン事業を営む。 ・ 養殖の収獲物を使った料理を直営の食堂で提供する。
ブルーツーリズムの取組	漁協が主体となり、ブルーツーリズム（漁村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動）に取り組み、受け入れている場合をいいます。 余暇活動の受け入れを目的とした取組であれば、滞在期間は問いません。 【ブルーツーリズムの例】 渚泊、イルカウォッチ、ホエールウォッチ、ダイビング、社会科見学や修学旅行の受入 等
水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存	古くから伝わる海や漁業にまつわる祭（水神祭、海神祭等）、文化（食文化、古来からの漁法等）、芸能（豊漁の神楽舞等）の保存活動をいいます。 なお、概ね戦前から伝承されているものを対象とするが、戦後のものであっても、特に保存活動を行っている場合は対象に含みます。
その他の各種イベントの開催	上記以外で、活性化を目的とする各種イベントの開催をいいます。 【例】 消費者への直売会 等

2018年漁業センサス

内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）



記入の仕方

◆ 2018年漁業センサスとは

「漁業センサス」とは、漁業に関する国勢調査ともいえるべき大切な調査で、我が国漁業の基本構造等を明らかにし、水産行政の企画・立案等に活用することを目的に、5年に1度実施しています。

漁業や漁村の振興政策の策定など、水産行政の基礎となるものですので、ご協力をお願いいたします。



◆ 秘密の保護について

統計調査員や農林水産省の職員が、個人の調査内容を他に漏らしたり、課税等、統計以外の目的に使うことは、法律で厳しく禁じられていますので、是非ありのままの記入をお願いいたします。

《 調査票記入にあたっての注意 》

- 調査票を記入する際は、この「記入の仕方」をよくお読みください。
- 黒の鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。
- 数字は1マスに1字ずつ算用数字で右に詰めて記入してください。
- 該当のある項目だけ記入し、それ以外の項目には何も記入しないでください。（－（バー）や0（ゼロ）を記入する必要はありません。）

- ◆ 調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたら、コールセンターにお問い合わせください。

◆ 平成30年 満年齢早見表

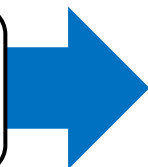
調査票の2ページにあります「I-4 漁業を行った人」の設問において、出生の年月を記入する際の参考にご利用ください。

なお、1月～10月生まれの方（誕生日が過ぎた方）は、年齢欄の数字が現在の年齢となります。

11月～12月生まれの方（誕生日が過ぎていない方）は、現在の年齢に1を足した年齢欄の、元号と年を記入してください。

年齢	元号	西暦	年齢	元号	西暦	年齢	元号	西暦
16歳	平成14年	2002年	42歳	昭和51年	1976年	72歳	昭和21年	1946年
17歳	平成13年	2001年	43歳	昭和50年	1975年	73歳	昭和20年	1945年
18歳	平成12年	2000年	44歳	昭和49年	1974年	74歳	昭和19年	1944年
19歳	平成11年	1999年	45歳	昭和48年	1973年	75歳	昭和18年	1943年
20歳	平成10年	1998年	46歳	昭和47年	1972年	76歳	昭和17年	1942年
21歳	平成9年	1997年	47歳	昭和46年	1971年	77歳	昭和16年	1941年
22歳	平成8年	1996年	48歳	昭和45年	1970年	78歳	昭和15年	1940年
23歳	平成7年	1995年	49歳	昭和44年	1969年	79歳	昭和14年	1939年
24歳	平成6年	1994年	50歳	昭和43年	1968年	80歳	昭和13年	1938年
25歳	平成5年	1993年	51歳	昭和42年	1967年	81歳	昭和12年	1937年
26歳	平成4年	1992年	52歳	昭和41年	1966年	82歳	昭和11年	1936年
27歳	平成3年	1991年	53歳	昭和40年	1965年	83歳	昭和10年	1935年
28歳	平成2年	1990年	54歳	昭和39年	1964年	84歳	昭和9年	1934年
29歳	平成元年	1989年	55歳	昭和38年	1963年	85歳	昭和8年	1933年
30歳	昭和63年	1988年	56歳	昭和37年	1962年	86歳	昭和7年	1932年
31歳	昭和62年	1987年	57歳	昭和36年	1961年	87歳	昭和6年	1931年
32歳	昭和61年	1986年	58歳	昭和35年	1960年	88歳	昭和5年	1930年
33歳	昭和60年	1985年	59歳	昭和34年	1959年	89歳	昭和4年	1929年
34歳	昭和59年	1984年	60歳	昭和33年	1958年	90歳	昭和3年	1928年
35歳	昭和58年	1983年	61歳	昭和32年	1957年	91歳	昭和2年	1927年
36歳	昭和57年	1982年	62歳	昭和31年	1956年	92歳	大正15年	1926年
37歳	昭和56年	1981年	63歳	昭和30年	1955年	93歳	大正14年	1925年
38歳	昭和55年	1980年	64歳	昭和29年	1954年	94歳	大正13年	1924年
39歳	昭和54年	1979年	65歳	昭和28年	1953年	95歳	大正12年	1923年
40歳	昭和53年	1978年	66歳	昭和27年	1952年	96歳	大正11年	1922年
41歳	昭和52年	1977年	67歳	昭和26年	1951年	97歳	大正10年	1921年
			68歳	昭和25年	1950年	98歳	大正9年	1920年
			69歳	昭和24年	1949年	99歳	大正8年	1919年
			70歳	昭和23年	1948年	100歳	大正7年	1918年
			71歳	昭和22年	1947年	101歳	大正6年	1917年

各調査項目に関する記入の仕方は、次のページ以降をご確認ください。



調査票の内容については、本年（平成30年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの1年間について記入してください。

秘
農 林 水 産 省

統計法に基づく基幹統計調査
漁 業 構 造 統 計

2018年漁業センサス
内水面漁業調査

内水面漁業経営体調査票Ⅰ
（個人経営体用）

平成30年11月1日調査

0401

様式調第4号



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

都府県 (振興局)	市区町村	漁業地域	調査区	漁業集落	客体番号	市区町村名	漁業地域名
基本指標番号	99	210	001	110	001001	〇〇市	△△

- この調査票は、統計の作成目的以外には使用せず、得られた個々の結果についても、外に漏らしたり課税などの資料に利用することはなく、秘密を厳守することが法律により定められていますので、ありのままをご記入ください。
- 記入に当たっては、「内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）の記入の仕方」をよく読んでください。
- 黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。

★ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように右づめで記入してください。

★ マークを記入する欄は、下の記入例のように濃くぬりつぶしてください。

記入例

:	:	:	9	8	7	6	5	4	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

つなげる すきまをあける

記入例

0	→	●
---	---	---

★ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。

記入例

11	23
----	----

悪い例

0	→	0	0
---	---	---	---

- 調査票の内容については、本年（平成30年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間について記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの1年間について記入してください。

● 調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。

オンラインによる回答方法は、「オンライン調査システム操作ガイド」をご参照ください。

チェックをつけた該当ページについて、ご記入ください。

- ☐ 湖沼漁業（採捕）のみを行っている方・・・2～6ページ
- ☐ 養殖業のみを行っている方・・・2～3、7～9ページ
- ☒ 湖沼漁業と養殖業を行っている方・・・2～9ページ

調査員がチェックをつけたページについて、ご記入ください。

「世帯員」とは次のような人をいいます。

- ・ 住居と生計を共にしている人
- ・ 出稼ぎや遊学等で家を離れているが、不在期間が1年未満の人
- ・ なお、漁船を含め船舶の乗組員については、不在期間が1年以上であっても、世帯員に含めます。
- ・ 住み込みの雇い人で、1年以上経過した人（経過見込みの人も含めます。）

I 世帯について

1 世帯員すべての人数

11月1日現在の世帯員の人数を記入してください。

		(人)	
		すべての世帯員	うち、満14歳以下の世帯員
男	701	3	1
女	702	3	1

0 4 0 2

4 漁業を行った人

満15歳以上の世帯員（平成15年10月31日までに生まれた人）のうち、過去1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）に漁業を行った人をもれなく記入してください。

住居を異にしており、生計を共にしていない人や、住居を共にしているが、生計を共にしていない人について記入してください。

世帯の戸籍上の筆頭者ではなく、漁業を営む上での責任者を、一番上の欄に記入してください。

経営主とは、自家漁業の経営に責任を持つ人や、経営の意思決定を行う人です。

① 続柄番号

- 01：経営主
- 02：経営主の配偶者
- 03：子（満15歳以上）
- 04：子の配偶者
- 05：経営主の父母
- 06：経営主の配偶者の父母
- 07：兄弟姉妹
- 08：祖父母
- 09：孫（満15歳以上）
- 10：孫の配偶者
- 11：その他（上記以外）

経営主との続柄	性別		出生の年月					
	男	女	該当する元号と出生の年月を記入					
①	②		③					
続柄番号を記入	いずれかにマーク		大正	昭和	平成	年	月	
0 1	●	○	○	●	○	2	9	1 0
732 0 2	○	●	○	●	○	3	5	9
733 0 3	●	○	○	○	●	1	7	
734	○	○	○	○	○	○	○	○
735	○	○	○	○	○	○	○	○
736	○	○	○	○	○	○	○	○
737	○	○	○	○	○	○	○	○
738	○	○	○	○	○	○	○	○

「漁業を行った人」は8人までしか記入できません。9人以上いる場合は、調査票の最後のページに補助票がありますので、そちらに記入してください。

漁業（採捕または養殖）をしている方は、湖沼漁業欄を記入してください。

また、自家において内水面養殖をしている方は、養殖業欄を記入してください。

湖上作業：漁船の航行、漁ろう作業、定置網の網の張り立て、採貝・採藻、湖沼養殖にかかる作業等
陸上作業：真珠養殖の施術作業、貝のむき身作業、漁船・漁網等の修理、出荷、経理・計算事務等

養殖業の作業：給餌、選別、養殖池の管理、出荷、経理・計算事務等、養殖にかかるすべての作業

「過去1年以内に漁業を始めた人」とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に、主として漁業に従事した者で、次のような人をいいます。

- ・ 新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含めます。）
- ・ 他の仕事为主であったが、漁業が主となった者（他の産業にも従事等）
- ・ 普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主となった者（学生等）

0 4 0 3

2 世帯としての収入

世帯としての収入は、自家漁業と自家漁業以外の仕事でどちらが多かったですか。
当てはまるものに記入してください。

自家漁業の収入のみ		0
自家漁業以外の収入があった	自家漁業の収入が多かった	711 0
	自家漁業以外の収入が多かった (不動産による収入を含み、年金は含みません。)	0

自家漁業には、共同経営や雇われは含みません。

3 自家漁業の後継者の有無

当てはまるものに記入してください。

いる
721

いない
0

後継者とは、過去1年間に漁業を行った人のうち、将来自家漁業の経営主になる予定の人をいいます。

調査日現在(11月1日)、自家漁業を行っていない人もかまいません。

過去1年間にした仕事

自家漁業			自家漁業以外の自営業	共同経営の漁業の仕事	雇われて漁業の仕事	雇われて漁業以外の仕事	過去1年以内に漁業を始めた人	日数が最も多かった仕事	日数が多かった方	経営主とともに経営方針の決定に関わっている
湖沼漁業	湖上作業	陸上作業								
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
該当するすべてにマーク			該当する人に日数を記入(日)	該当するすべてにマーク			下の当てはまる番号を記入	いずれかにマーク	該当にマーク	
0	0	0	2 5 0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	1 0 0	0	0	0	0	0	2	0
0	0	0	:	0	0	0	0	0	4	0
0	0	0	:	0	0	0	0	0	:	0
0	0	0	:	0	0	0	0	0	:	0
0	0	0	:	0	0	0	0	0	:	0
0	0	0	:	0	0	0	0	0	:	0
0	0	0	:	0	0	0	0	0	:	0
0	0	0	:	0	0	0	0	0	:	0

作業日数の数え方

- ・ 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- ・ 1日のうち湖上作業と養殖業の両方の作業を行っても1日と数えます。
- ・ なお、海面及び河川の漁業は含みません。

⑬日数が最も多かった仕事

1: 自家漁業
2: 自家漁業以外の自営業
3: 共同経営の漁業の仕事
4: 雇われて漁業の仕事
5: 雇われて漁業以外の仕事

「共同経営」とは、2人以上(法人を含めます。)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいいます。

共同経営で働いているが、出資をしていない場合は、共同経営に雇われているとし、⑩欄にマークしてください。

自家漁業の湖沼漁業欄については、調査票4ページの上部に記載されている調査対象湖沼において、湖上作業又は陸上作業に従事した場合のみマークしてください。

4～6 ページは、記載されている調査対象湖沼についてご記入ください。

II 湖沼漁業

以下の湖沼において、漁業（採捕または養殖）を行っている場合は、このページから記入してください。

〇〇湖 △△湖

1 過去1年間に湖上作業に雇った人の有無を記入してください。雇った人がいる場合は、実人数を年齢別に記入してください。

湖上作業に雇った人がいない

201

0

湖上作業に雇った人がいる

雇った人がいる場合
湖上作業に雇った人を年齢別に記入

(人)

ここでは2ページの世帯員ではなく
「雇った人数」を記入してください。

湖上作業に雇った人とは、漁船の航行、漁ろう
作業、定置網の網の張り立て、採貝・採藻、湖沼養
殖にかかる作業等のために雇った人をいいます。

- 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- 1日のうちに湖上作業と調査対象湖沼以外における養殖業の両方の作業に従事しても1日と数えます。

		男	女
計	211	4	
15～19歳	212		
20～24歳	213		
25～29歳	214		
30～34歳	215		
35～39歳	216		
40～44歳	217		
45～49歳	218	3	
50～54歳	219		
55～59歳	220	1	
60～64歳	221		
65～69歳	222		
70～74歳	223		
75歳以上	224		

2 過去1年間に湖上作業を行った日数を記入してください。

湖上作業を行った日数の数え方

- 世帯員または雇用者が1人で湖上作業を行った場合は、その日数を記入します。
- 1日のうちに、2人以上の世帯員及び雇用者が、一緒または別々に湖上作業を行っても1日と数えます。

(日)

231

250

このページは、湖沼漁業を行った方がご記入ください

「漁船」とは、過去1年間に自己の漁業生産に使用したもので、主船だけでなく灯船、魚群探索船等の付属船も含めます。なお、漁船登録をしても遊漁のみに使用した漁船は含めません。

「無動力漁船」とは、エンジン等の推進機関を付けていない漁船をいいます。

「船外機付漁船」とは、無動力漁船に取り外しのできる推進機関を付けた漁船をいいます。

「動力漁船」とは、推進機関を船体に固定した漁船をいいます。

- 3 漁船
過去1年間に湖沼漁業に**使用した漁船**について **当てはまるものすべて**を記入してください。
(借りた漁船を含みます。)
また、湖沼漁業に**使用した漁船のうち、平成30年11月1日現在で持っている隻数**(借りている漁船を含み、貸している漁船は含みません。)を記入してください。

漁船を使用していない	241	0
漁船を使用した		☒

使用した漁船をすべてマーク	使用した動力漁船の合計トン数を記入 (トン)	11月1日現在で持っている漁船の隻数 (隻)
無動力漁船 242	0	
船外機付漁船 243	☒	2
動力漁船 244	☒	3.5

- 小数点2位以下は切り捨てて、記入してください。
(例) 3.58トン→3.5トン
- 無動力漁船、船外機付漁船は合計トン数に含めません。

(小数第1位まで記入し、小数第2位を切り捨ててください。)

平成30年11月1日現在において所有、借入れに関係なく、自らが管理運営している漁船については、「保有している」に記入してください。

- 4 漁業種類
過去1年間に、湖沼漁業において行った、**すべての漁業種類について**記入してください。
また、全国共通漁業種類において、**販売金額が最も多かったもの一つ**に記入してください。

「販売金額」とは、漁獲物を販売した金額をいいます。
自家消費(家庭で消費)分は含めません。

営んだものすべてにマーク	販売金額が最も多かったものにマーク
底びき網・船びき網 251	0
刺網 252	☒
定置網 253	0
投網 254	0
その他の網漁業 255	0
釣・はえ縄 256	☒
採貝・採藻 257	0
籠 258	0
その他の漁業 259	0
養殖業 260	☒
その他の養殖 261	0

地方選定漁業種類が記載されていない場合、マークは不要です。

あ	ゆ	刺	網	401	☒
地	ふ	な	刺	網	402
方	ま	す	刺	網	403
選					0
定					0
漁					0
業					0
種					0
類					0

漁業種類は、各地域によって様々な名称がありますので、別に「内水面漁業種類地域名称一覧」が配布されている場合は、そちらを参照してください。

- 湖沼で養殖業を行っている場合はマークしてください。
- 該当する場合は、7ページ以降の内水面養殖業の該当欄に必ず記入してください。

- 過去1年間に行った漁業種類が1種類の場合であっても、該当するものにマークしてください。
- 販売金額による判定ができない場合は、従事日数が長い漁業種類にマークしてください。

5 魚種

過去1年間に漁獲（湖沼養殖の収獲物を含む。）したものすべてを記入してください。
また、全国共通魚種において、販売金額が最も多かったものに記入してください。

0 4 0 6

		漁獲したものすべてにマーク		販売金額が最も多かったものにマーク		漁獲したものすべてにマーク			
全 国 共 通	魚 類	こ い	271	0	0	地 方	い わ な	421	0
		ふ な	272	0	0		や ま め	422	●
		あ ゆ	273	●	●		れ ん ぎ	423	●
		うぐい・おいかわ	274	0	0		も ろ こ	424	●
		わ か さ ぎ	275	0	0				
		さけ・ます類	276	●	0				
		しらうお	277	0	0				
		う な ぎ	278	0	0				
		は ぜ 類	279	0	0				
		その他の魚類	280	●	0				
魚 種	貝 類	し じ み	281	0	0				
		その他の貝類	282	0	0				
		え び 類	283	0	0				
		その他の水産動物類	284	0	0				
	そ の 他	285	0	0					

地方選定魚種が記載されていない場合、マークは不要です。

- 過去1年間に漁獲（収獲）した魚種が1種類の場合であっても、該当するものにマークしてください。
- 販売金額による判定ができない場合は、漁獲（収獲）量の多い魚種にマークしてください。

6 過去1年間の漁獲物（湖沼養殖の収獲物を含む。）の販売金額（消費税を含む。）について、当てはまるものに記入してください。

販売金額なし	10万円未満	10万円～30万円未満	30万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円以上
291	0	0	0	0	0	0	0	●

四捨五入して千万円単位で記入してください。

「1,000万円以上」の場合は、金額も記入してください。

292 : : 2 4 千万円

養殖業を行った方は、次のページへ
養殖業を行っていない方は、ここで終了です。
ご協力ありがとうございました。

1,000万円以上の場合、1,000万円以上にマークした上で、金額も記入してください。

0 4 0 7

Ⅲ 養殖業

湖沼またはその他の内水面において、養殖を行っている場合は記入してください。

1 過去1年間に養殖業に雇った人の有無を記入してください。雇った人がいる場合は、実人数を年齢別に記入してください。

養殖業に雇った人がいない	301	0
養殖業に雇った人がいる		●

雇った人がいる場合
養殖業に雇った人を年齢別に記入

ここでは2ページの世帯員ではなく
「雇った人数」を記入してください。

養殖業に雇った人とは、給餌、選別、養殖池
の管理、出荷、経理・計算事務等、養殖にかかる
すべての作業のために雇った人をいいます。

自家で営んだ内水面養殖業
に雇った人数を記入してくだ
さい。
世帯員は含みません。

		(人)	
		男	女
計	311	8	
15 ～ 19 歳	312		
20 ～ 24 歳	313		
25 ～ 29 歳	314		
30 ～ 34 歳	315	2	
35 ～ 39 歳	316	1	
40 ～ 44 歳	317	4	
45 ～ 49 歳	318		
50 ～ 54 歳	319	1	
55 ～ 59 歳	320		
60 ～ 64 歳	321		
65 ～ 69 歳	322		
70 ～ 74 歳	323		
75 歳以上	324		

- 過去 1 年間に営んだすべての養殖種類別にそれぞれの面積を記入してください。
- 使用面積が施設面積を越えることはありません。

2 養殖種類

- (1) 過去 1 年間に養殖したすべての養殖種類別に施設面積、使用面積を記入してください。
また、全国共通養殖種類において、販売金額が最も多かったもの一つに記入してください。

面積の単位換算

1 町=約 10,000 m² 1 坪=約 3.3 m²
1 反=約 1,000 m² 1 アール=100 m²
1 畝=約 100 m²

全 国 共 通 養 殖 種 類	食	に　　じ　　ま　　す	331	：	：	：	1	0	0	0	：	：	：	1	0	0	0	●
		そ　の　他　ま　す　類	332	：	：	：	：	1	0	：	：	：	：	：	1	0	○	
		あ　　　　　　　　ゆ	333	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	○	
		こ　　　　　　　　い	334	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	○	
	用	ふ　　　　　　　　な	335	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	○	
		う　　　　　　な　　ぎ	336	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	○	
		す　　　　っ　　ぽ　　ん	337	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	○	
		海水魚種（ひらめ等）		338	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	○
	種	そ　　　　　　の　　　　他	339	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	○	
		ま　　　　　　す　　類	340	：	：	：	：	4	0	：	：	：	：	：	4	0	○	
		あ　　　　　　　　ゆ	341	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	○	
		こ　　　　　　　　い	342	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	○	
	観 賞 用 種 類	そ　　　　　　の　　　　他	343	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	○	
		錦　　　　　　ご　　　　い	344	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	○	
		そ　　　　　　の　　　　他	345	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	○	
		真　　　　　　　　　　珠	346	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	○	

「観賞用その他」には、「きんぎょ」、「めだか」や「みどりがめ」等の「錦ごい」以外の観賞用のものが含まれます。

- (2) 過去 1 年間に養殖した地方選定養殖種類すべてを記入してください。

地方選定養殖種類が記載されていない場合、マークは不要です。

地 方 選 定 養 殖 種 類	い	わ	な	441	●
	や	ま	め	442	○
	も	ろ	こ	443	○
					○
					○
					○
					○
					○

養殖したものにすべてマーク

- 過去 1 年間に営んだ養殖種類が 1 種類の場合であっても、該当するものにマークしてください。
- 販売金額による判定ができない場合は、収穫量の多い養殖種類にマークしてください。

- ・過去1年間に営んだ養殖方法が1種類の場合であっても、該当するものにマークしてください。
- ・販売金額による判定ができない場合は、収穫量の多い養殖方法にマークしてください。

3 養殖方法

過去1年間に養殖したすべての養殖方法別に「養殖池数、養殖面積」を記入してください。
また、販売金額が最も多かったものに記入してください。

池	止 水 式	351	養殖池数 (網いけす 数、養殖池 の区画数)			養 殖 面 積						販売金額 が最も多 かった ものに マーク	
			百	十	(面)	百万	十万	万	千	百	十		(m ²)
中 養 殖	流 水 式	352	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0	
	循 環 式	353	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0	
	た め 池 養 殖	354	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0	
	網いけす養殖	355	.	1	5	.	.	.	1	0	5	0	●
	そ の 他 養 殖	356	.	.	.	.	.	.	.	.	.	0	

真珠養殖の場合は、「養殖池数」の欄に区画漁業権の数を記入してください。

【面積の記入の注意】

施設面積については、所有(借入を含む。)するすべての養殖施設面積を記入してください。

養殖面積については、施設面積のうち、養成池、稚魚池、収穫時の補助池等、魚類の放養が可能な養殖池の面積を記入してください。
(水質浄化用の沈殿池や濾過池等は除きます。)

使用面積については、養殖面積のうち、通常使用している(魚類を放養している。)面積を記入してください。

4 過去1年間の収穫物(養殖業)の販売金額(消費税を含む。)について、当てはまるもの一つに記入してください。

販売金額なし	10万円未満	10万円～30万円未満	30万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～2,000万円未満	2,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上
361	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●

千億 百億 十億

362	.	.	.	2
-----	---	---	---	---

億円

四捨五入して億円単位で記入してください。

1億円以上の場合、1億円以上にマークした上で、金額も記入してください。

ご協力ありがとうございました。



調査項目はここからです。
お忙しい中、最後までご協力いただき誠にありがとうございました。

2018年漁業センサス

内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）

記入の仕方



◆ 2018年漁業センサスとは

「漁業センサス」とは、漁業に関する国勢調査ともいえる大切な調査で、我が国漁業の基本構造等を明らかにし、水産行政の企画・立案等に活用することを目的に、5年に1度実施しています。

漁業や漁村の振興政策の策定など、水産行政の基礎となるものですので、ご協力をお願いいたします。



◆ 秘密の保護について

統計調査員や農林水産省の職員が、個人の調査内容を他に漏らしたり、課税等、統計以外の目的に使うことは、法律で厳しく禁じられていますので、是非ありのままの記入をお願いいたします。

《 調査票記入にあたっての注意 》

- 調査票を記入する際は、この「記入の仕方」をよくお読みください。
- 黒の鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。
- 数字は1マスに1字ずつ算用数字で右に詰めて記入してください。
- 該当のある項目だけ記入し、それ以外の項目には何も記入しないでください。（－（バー）や0（ゼロ）を記入する必要はありません。）

- ◆ 調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたら、コールセンターにお問い合わせください。

◆ 法人番号とは

調査票の2ページで記入していただきます「法人番号」について、こちらをご参考ください。

法人番号とは、

以下の法人の皆様に指定される「13桁の番号」です。

①設立登記法人

※会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人

②国の機関

③地方公共団体

④その他の法人や団体

- 上記以外の法人又は人格のない社団等であっても一定の要件に該当するものは、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。
- 法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されます。法人の支所や事業所等に法人番号は指定されませんので、本所の法人番号を記載してください。

ご記入いただきました法人番号は、他統計や行政情報等を活用して、統計調査を効率化する取組の検討等に利用させていただきます。

【ご注意】

個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようご注意ください。

ご協力をお願いします。

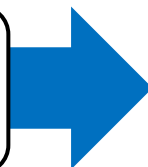
法人番号は、ホームページ上で公表されています。詳しくは国税庁法人番号公表サイトをご確認ください。

(URL : <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumei/>)



愛称：マイナちゃん

各調査項目に関する記入の仕方は、次のページ以降をご確認ください。



調査票の内容については、本年（平成30年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの1年間について記入してください。

秘
農 林 水 産 省
統計法に基づく基幹統計調査
漁 業 構 造 統 計

様式調第5号



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

2018年漁業センサス
内水面漁業調査

内水面漁業経営体調査票Ⅱ
（団体経営体用）

平成30年11月1日調査

都府県 (振興局)	市区町村	漁業地域	調査区	漁業集落	客体番号	市区町村名	漁業地域名
基本指標番号	09	87654321	001	001		〇〇市	〇〇

- この調査票は、統計の作成目的以外には使用せず、得られた個々の結果についても、外に漏らしたり課税などの資料に利用することなく、秘密を厳守することが法律により定められていますので、ありのままをご記入ください。
- 記入に当たっては、「内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）の記入の仕方」をよく読んでください。
- 黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。

★ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように**右づめ**で記入してください。★ マークを記入する欄は、下の記入例1のように濃くぬりつぶしてください。

記入例	:	:	:	9	8	7	6	5	4	0
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

つなげる すきまをあける

★ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。

記入例	11	2	3
-----	----	---	---

悪い例

0	→	0	0
---	---	---	---

- 調査票の内容については、本年（平成30年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間について記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの1年間について記入してください。

● 調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。
オンラインによる回答方法は、「オンライン調査システム操作ガイド」をご参照ください。

チェックをつけた該当ページについて、ご記入ください。

- ☐ 湖沼漁業（採捕）のみを行っている方・・・2～4ページ
- ☐ 養殖業のみを行っている方・・・2、5～7ページ
- ☒ 湖沼漁業と養殖業を行っている方・・・2～7ページ

調査員がチェックをつけたページについて、ご記入ください。

このページの「Ⅰ 共通」は、すべての方が、「Ⅱ 湖沼漁業」は、湖沼漁業を行った方がご記入ください

法人番号の記入をお願いします。
法人番号については、記入の仕方2ページをご確認ください。

2～4ページは、記載されている調査対象湖沼についてご記入ください。

I 共通

0 5 0 2

1 当てはまるもの一つに記入してください。

2 法人の場合は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

法人でない 法人である

801 0

法人の場合

802 5 0 0 0 0 1 2 0 8 0 0 0 1

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきます。
個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようご注意ください。

Ⅱ 湖沼漁業

以下の湖沼において、漁業（採捕または養殖）を行っている場合は、このページから記入してください。

〇〇湖 △△湖

1 過去1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）の湖上作業の従事者について、年齢別に実人数を記入してください。（人）

		男	女
計	211	3	1
15～19歳	212		
20～24歳	213		
25～29歳	214		
30～34歳	215		
35～39歳	216	1	
40～44歳	217	2	1
45～49歳	218		
50～54歳	219		
55～59歳	220		
60～64歳	221		
65～69歳	222		
70～74歳	223		
75歳以上	224		

湖上作業の従事者とは、漁船の航行、漁労作業、定置網の網の張り立て、採貝・採藻、湖沼養殖にかかる作業等を行った人をいいます。

2 過去1年間に湖上作業を行った日数を記入してください。

- 1日のうちに2回以上出漁しても1日と数えます。
- 1日のうちに湖上作業と養殖業の両方の作業に従事しても1日と数えます。

(日)

231 2 1 0

このページは、湖沼漁業を行った方がご記入ください

「漁船」とは、過去1年間に自己の漁業生産に使用したもので、主船だけでなく灯船、魚群探索船等の付属船も含めます。なお、漁船登録をしていますが遊漁のみに使用した漁船は含めません。

「無動力漁船」とは、エンジン等の推進機関を付けていない漁船をいいます。

「船外機付漁船」とは、無動力漁船に取り外しのできる推進機関を付けた漁船をいいます。

「動力漁船」とは、推進機関を船体に固定した漁船をいいます。

3 漁船

過去1年間に湖沼漁業に**使用した漁船**について **当てはまるものすべて**を記入してください。
(借りた漁船を含みます。)

また、湖沼漁業に**使用した漁船のうち、平成30年11月1日現在で保有している隻数**(借りている漁船を含み、貸している漁船は含みません。)を記入してください。

漁船を使用していない	0
漁船を使用した	●

使用した漁船をすべてマーク	使用した動力漁船の合計トン数を記入 (トン)	11月1日現在で保有している漁船の隻数 (隻)
無動力漁船 242	0	●
船外機付漁船 243	●	2
動力漁船 244	3.5	1

- 小数点2位以下は切り捨てて、記入してください。
(例) 3.58トン→3.5トン
- 無動力漁船、船外機付漁船は合計トン数に含めません。

(小数第1位まで記入し、小数第2位を切り捨ててください。)

平成30年11月1日現在において所有、借入れに関係なく、自らが管理運営している漁船については、「保有している」に記入してください。

4 漁業種類

過去1年間に、湖沼漁業において行った、**すべての漁業種類**について記入してください。

また、全国共通漁業種類において、**販売金額が最も多かったもの一つ**に記入してください。

「販売金額」とは、漁獲物を販売した金額をいいます。
自家消費(家庭で消費)分は含めません。

全国共通漁業種類	底びき網・船びき網 251	0	0
	刺網 252	●	●
	定置網 253	0	0
	投網 254	0	0
	その他の網漁業 255	0	0
	釣・はえ縄 256	●	0
	採貝・採藻 257	0	0
	籠類 258	0	0
	その他の漁業 259	0	0
	養殖業	魚類養殖 260	●
その他の養殖 261	0	0	

地方選定漁業種類	あゆ刺網 401	●
	ふな刺網 402	0
	ます刺網 403	0

漁業種類は、各地域によって様々な名称がありますので、別に「内水面漁業種類地域名称一覧」が配布されている場合は、そちらを参照してください。

- 湖沼で養殖業を行っている場合はマークしてください。
- 該当する場合は、5ページ以降の内水面養殖業の該当欄に必ず記入してください。

- 過去1年間に行った漁業種類が1種類の場合であっても、該当するものにマークしてください。
- 販売金額による判定ができない場合は、従事日数が長い漁業種類にマークしてください。

5 魚種

過去1年間に漁獲（湖沼養殖の収穫物を含む。）したものすべてを記入してください。
また、全国共通魚種において、販売金額が最も多かったものに記入してください。

0 5 0 4

		漁獲したもの すべてにマーク	販売金額が最も 多かったものにマーク	漁獲したもの すべてにマーク
全 国 共 通 類	こ い	271	0 0	
	ふ な	272	0 0	
	あ ゆ	273	● ●	
	うぐい・おいかわ	274	0 0	
	わかさぎ	275	0 0	
	さけ・ます類	276	● 0	
	しらうお	277	0 0	
	うなぎ	278	0 0	
	はぜ類	279	0 0	
	その他の魚類	280	● 0	
魚 種	貝類	281	0 0	
	その他の貝類	282	0 0	
	水産動物類	283	0 0	
	その他の水産動物類	284	0 0	
その他	285	0 0		

		漁獲したもの すべてにマーク
地 方	い わ な	421
	や ま め	422
	れ ん ぎ よ	423
	も ろ こ	424

地方選定魚種が記載されていない場合、マークは不要です。

- 過去1年間に漁獲（収穫）した魚種が1種類の場合であっても、該当するものにマークしてください。
- 販売金額による判定ができない場合は、収穫（漁獲）量の多い魚種にマークしてください。

6 過去1年間の漁獲物（湖沼養殖の収穫物を含む。）の販売金額（消費税を含む。）について、**当てはまるもの一つ**に記入してください。

販売金額なし	10万円未満	10万円～30万円未満	30万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円以上
291	0	0	0	0	0	0	0	●

四捨五入して千万円単位で記入してください。

「1,000万円以上」の場合は、金額も記入してください。

292 : : 2 4 千万円

養殖業を行った方は、次のページへ
養殖業を行っていない方は、ここで終了です。
ご協力ありがとうございました。

1,000万円以上の場合は、1,000万円以上にマークした上で、金額も記入してください。

0505

Ⅲ 養殖業

湖沼またはその他の内水面において、養殖を行っている場合は記入してください。

1 過去1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）の養殖業の従事者について、年齢別に実人数を記入してください。

		(人)			
		男		女	
計	311	：	：	9	1
15 ～ 19 歳	312	：	：	：	：
20 ～ 24 歳	313	：	：	：	：
25 ～ 29 歳	314	：	：	：	：
30 ～ 34 歳	315	：	：	2	：
35 ～ 39 歳	316	：	：	4	：
40 ～ 44 歳	317	：	：	2	1
45 ～ 49 歳	318	：	：	：	：
50 ～ 54 歳	319	：	：	1	：
55 ～ 59 歳	320	：	：	：	：
60 ～ 64 歳	321	：	：	：	：
65 ～ 69 歳	322	：	：	：	：
70 ～ 74 歳	323	：	：	：	：
75 歳以上	324	：	：	：	：

養殖業の従事者とは、給餌、選別、養殖池の管理、出荷、経理・計算事務、養殖に係るすべての作業を行った人をいいます。

営んだ内水面養殖業に従事した人数を記入してください。

- 過去 1 年間に営んだすべての養殖種類別にそれぞれの面積を記入してください。
- 使用面積が施設面積を越えることはありません。

2 養殖種類

- (1) 過去 1 年間に養殖したすべての養殖種類別に施設面積、使用面積を記入してください。
また、全国共通養殖種類において、販売金額が最も多かったものに記入してください。

面積の単位換算

1 町=約 10,000 m² 1 坪=約 3.3 m²
1 反=約 1,000 m² 1 アール=100 m²
1 畝=約 100 m²

全 国 共 通 養 殖 種 類	食	に　　じ　　ま　　す	331	：	：	：	2	0	0	0	：	：	：	2	0	0	0	●	
		そ　の　他　ま　す　類	332	：	：	：	：		2	0	：	：	：	：	：		2	0	○
	用	あ　　　　　　　　ゆ	333	：	：	：	：				：	：	：	：					○
		こ　　　　　　　　い	334	：	：	：	：				：	：	：	：					○
		ふ　　　　　　　　な	335	：	：	：	：				：	：	：	：					○
		う　　　　　　な　　ぎ	336	：	：	：	：				：	：	：	：					○
	種	す　　っ　　ぽ　　ん	337	：	：	：	：				：	：	：	：					○
		海水魚種（ひらめ等）	338	：	：	：	：				：	：	：	：					○
		そ　　　　　　の　　他	339	：	：	：	：				：	：	：	：					○
		ま　　　　　　す　　類	340	：	：	：	：			8	0	：	：	：	：			8	0
	苗	あ　　　　　　　　ゆ	341	：	：	：	：				：	：	：	：					○
		こ　　　　　　　　い	342	：	：	：	：				：	：	：	：					○
		そ　　　　　　の　　他	343	：	：	：	：				：	：	：	：					○
		観　　賞　　用	錦　　　　　　ご　　い	344	：	：	：	：				：	：	：	：				○
類	そ　　　　　　の　　他	345	：	：	：	：				：	：	：	：					○	
	真　　　　　　　　　　珠	346	：	：	：	：				：	：	：	：					○	

「観賞用その他」には、「きんぎょ」、「めだか」や「みどりがめ」等の「錦ごい」以外の観賞用のものが含まれます。

- (2) 過去 1 年間に養殖した地方選定養殖種類すべてを記入してください。

地方選定養殖種類が記載されていない場合、マークは不要です。

地 方 選 定 養 殖 種 類	い	わ	な	441	●
	や	ま	め	442	○
	も	ろ	こ	443	○
					○
					○
					○
					○
					○

養殖したものにすべてマーク

- 過去 1 年間に営んだ養殖種類が 1 種類の場合であっても、該当するものにマークしてください。
- 販売金額による判定ができない場合は、収穫量の多い養殖種類にマークしてください。

- ・過去1年間に営んだ養殖方法が1種類の場合であっても、該当するものにマークしてください。
- ・販売金額による判定ができない場合は、収穫量の多い養殖方法にマークしてください。

3 養殖方法

過去1年間に養殖したすべての養殖方法別に**養殖池数**、**養殖面積**を記入してください。
また、販売金額が**最も多かったもの一つ**に記入してください。

			養殖池数 (網いけす数、養殖池の区画数)		養 殖 面 積										販売金額 が最も多 かった ものに マーク
			百 十 (面)		百万 十万 万 千 百 十 (m ²)										
池中養殖	止 水 式	351	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	○	
	流 水 式	352	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	○	
	循 環 式	353	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	○	
ため池養殖		354	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	○	
網いけす養殖		355	・	2	0	・	・	・	2	0	0	0	0	●	
そ の 他 養 殖		356	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	○	

真珠養殖の場合は、「養殖池数」の欄に区画漁業権の数を記入してください。

【面積の記入の注意】

施設面積については、所有（借入を含む。）するすべての養殖施設面積を記入してください。

養殖面積については、**施設面積**のうち、養成池、稚魚池、収穫時の補助池等、魚類の放養が可能な養殖池の面積を記入してください。
(水質浄化用の沈殿池や濾過池等は除きます。)

使用面積については、**養殖面積**のうち、通常使用している（魚類を放養している。）面積を記入してください。

4 過去1年間の収穫物（養殖業）の販売金額（消費税を含む。）について、**当てはまるもの一つ**に記入してください。

販売金額なし	10万円未満	10万円～30万円未満	30万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～300万円未満	300万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～2,000万円未満	2,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上
361	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●

千億 百億 十億
362 : : : 2 億円
四捨五入して億円単位で記入してください。

1億円以上の場合、1億円以上にマークした上で、金額も記入してください。

ご協力ありがとうございました。



調査項目はここまでです。
お忙しい中、最後までご協力いただき誠にありがとうございました。

2018年漁業センサス 内水面漁業地域調査票



記入の仕方

◆ 2018年漁業センサスとは

「漁業センサス」とは、漁業に関する国勢調査ともいうべき大切な調査で、我が国漁業の基本構造等を明らかにし、水産行政の企画・立案等に活用することを目的に、5年に1度実施しています。

漁業や漁村の振興政策の策定など、水産行政の基礎となるものですので、ご協力をお願いいたします。



◆ 秘密の保護について

農林水産省の職員が、記入内容を他に漏らしたり、課税等、統計以外の目的に使うことは、法律で厳しく禁じられていますので、ありのままの記入をお願いいたします。

《 調査票記入にあたっての注意 》

- 調査票を記入する際は、この「記入の仕方」をよくお読みください。
- 黒の鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。
- 数字は1マスに1字ずつ算用数字で右に詰めて記入してください。
- 該当のある項目だけ記入し、それ以外の項目には何も記入しないでください。（－（バー）や0（ゼロ）を記入する必要はありません。）

- ◆ 調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたら、コールセンターにお問い合わせください。

2018年漁業センサス
内水面漁業調査
内水面漁業地域調査票
平成30年11月1日調査

0601

様式調第6号



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

都府県 (振興局)	市区町村	水系	小水系	客体番号
基本指標番号	0987654320001001			
市区町村名	〇〇市	水系名	〇〇川	小水系名
				〇〇川

- この調査は、全国の水系・小水系ごとに生産条件や活性産業施策に必要な基礎資料の整備を目的としています。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。
- 記入に当たっては、「内水面漁業地域調査票の記入の仕方」を参照してください。
- 黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入し、間違えたときに消してください。

- ★ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように右づめで記入してください。
- ★ マークを濃く記入してください。

記入例

9	8	7	6	5	4	0
---	---	---	---	---	---	---

つなげる すきまをあける

- ★ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。

記入例

11	2	3
----	---	---

記入例

0	→	●
---	---	---

悪い例

0	→	✓	○
---	---	---	---

- 調査票の内容については、本年（平成30年）の11月1日現在で記入する箇所と、過去1年間について記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの1年間について記入してください。

- 調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。
オンラインによる回答方法は、「オンライン調査システム操作ガイド」をご参照ください。

本調査票は、一部の項目を除き、小水系（河川等）単位で作成します。

「小水系名」欄に記載された小水系について、調査票の記入をお願いします。

調査票は、漁業権を設定し管理している河川及び湖沼の数だけ配布しますので、それぞれの河川及び湖沼について記入してください。

0 6 0 2

複数の河川（小水系）を管理している組合の場合は、○の項目について、河川（小水系）ごとに別調査票で記入してください。
そのほかの項目については、1枚にまとめて記入してください。

I 組合員数

11月1日現在の漁業協同組合の正・准組合員について記入してください。

調査票を複数枚配布された場合は、そのうちの1枚のみにすべての組合員数を記入してください。

		万	千	百	十	(人)
正 組 合 員	101	:	:	2	1	3
准 組 合 員	102	:	:	:	2	6

生産条件

1 漁場環境

漁業関係以外の目的の施設も含めます。

(1) 11月1日現在で漁業協同組合の管轄区域内にある河川・湖沼関連施設について、当てはまるものすべてに記入してください。

	堰 えん	堤 てい	うち、 魚道つき	魚礁・魚 巢ブロック	産卵場
111	●	●	○	○	●

堰堤… 水流をせき止めたり、調節したりするために、河川の途中や湖沼の出入り口に設けられた仕切り
魚礁・魚巢ブロック… 河川や湖沼に自然石やブロックを人為的に投入し、または設置した水産動植物の生息場
産卵場… 水産動物の産卵を行う場所として、禁漁区の設定、水生植物の保護・造成、河床の整備、浮産卵礁の設置、堆積物の除去等を行っている区画

「中間育成」とは、生け簀や陸上の水槽などで、養殖・放流等の目的ごとに適した大きさまで中間的に育成することをいいます。

(2) 過去1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）に漁業協同組合が行った漁場環境改善への取組について、当てはまるものすべてに記入してください。

種 苗 生 産 ・ 放 流	中 間 育 成	保 護 水 面 の 管 理	産 卵 場 の 造 成 管 理	魚 道 の 管 理	魚 つ き 林 の 造 成	魚 つ き 林 の 造 成 以 外 の 植 樹 活 動	河 川 ・ 湖 沼 の 清 掃 活 動
121	●	○	○	●	●	○	●

「保護水面の管理」とは、水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のため何らかの管理を行うことをいいます。

魚つき林… 水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止等の作用により魚類のすむところの確保や繁殖を助ける目的で設けた林。ただし、魚つき保安林として指定されたものは除く。

植樹活動… 森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により魚介類等を殖やす目的で山に木を植え、その保育作業をすること。

「さく河性」とは、一生のほとんどを海で過ごし、産卵期等に海から河川へ入ってくるさけ・ます類をいいます。

「陸封性」とは、一生を内水面で過ごすさけ・ます類をいいます。

百の位で四捨五入して千尾単位で記入してください。
 なお、単位未満の場合（400尾など）は千の位に「1」を記入してください。

記入してください。

放流等のために行う中間育成や蓄養は除きます。

「しろざけ」から「うなぎ」までに該当しない魚類は「その他の魚類」に記入してください。
 魚類以外の動物（例：えび、かに等）についても「その他の魚類」に記入してください。

生産した種苗の種類について、当てはまるものすべてに

さ け ・ ま す 類										あ	こ	ふ	そ
さ く 河 性			陸 封 性							ゆ	い	な	他
しろざけ	さくらます	その他	にじます	あまご	やまめ	いわな	その他						
131	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

0 6 0 3

協同組合の放流したものについて、数量を記入してください。

「前回値」は事前に印刷されています。

			本 年 値										前回値（平成25年）									
			億	千万	百万	十万	千	百	十	（尾）	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	（尾）			
さ け ・ ま す 類	さく河性	しろざけ	141	.	.	.	.	.	.	0	0	0										
		さくらます	142	.	.	.	.	.	.	0	0	0										
		そ の 他	143	.	.	.	.	.	.	0	0	0										
	陸封性	にじます	144	.	.	.	.	1	7	0	0	0				1	0	0	0	0		
		あ ま ご	145	.	.	.	.	.	.	0	0	0										
		や ま め	146	.	.	.	.	5	0	0	0					5	0	0	0	0		
		い わ な	147	.	.	.	.	.	.	0	0	0										
		そ の 他	148	.	.	.	.	.	.	0	0	0										
あ ゆ		149	.	.	.	2	1	2	0	0	0				2	0	0	0	0	0		
こ い		150	.	.	.	.	.	.	0	0	0											
ふ な		151	.	.	.	.	.	.	0	0	0											
う な ぎ		152	.	.	.	.	.	.	0	0	0											
そ の 他 の 魚 類		153	.	.	.	.	.	.	0	0	0											

			億	千万	百万	十万	万	千	百	十	(粒)	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	(粒)
わかさぎ卵	154		:	:	:	8	8	0	0	0	0			1	2	0	0	0	0	0
その他の卵	155		:	:	:	:	3	0	0	0	0									

↑

			十万	万	千	百	十	(kg)	十万	万	千	百	十	(kg)	
貝類	156		:	:	:	9	9	9				1	0	0	0

千の位で四捨五入して万粒単位で記入してください。
 なお、単位未満の場合（3,000粒など）は万の位に「1」を記入してください。

kg単位で記入してください。

2 遊漁の状況

- (1) 過去1年間における漁業協同組合が発行した**遊漁承認証の枚数**について、記入してください。

遊漁承認証の対象魚種が複数魚種の場合は、それぞれの対象魚種に同じ枚数を記入してください。

(例) あゆ、やまめ及びこいの複数魚種を対象とした遊漁承認証を過去1年間に100枚発行した場合は、あゆ欄に100枚、ます類欄に100枚、こい・ふな類欄に100枚とそれぞれに記入してください。

過去1年間に組合が発行した遊漁承認証の枚数を対象魚種別、有効期間別に記入してください。

		本 年 値				前 回 値 (平成25年)			
		万 千 百 十 (枚)				万 千 百 十 (枚)			
遊 漁 承 認 証	ま す 類	漁 期 間	171	.	.	.	.	.	.
		1 日	172	.	.	.	.	.	.
		年 間	173	.	.	.	.	.	.
		漁 期 間	174	.	.	.	.	.	.
	あ ゆ	1 日	175	.	.	.	.	.	.
		年 間	176	.	.	.	.	.	.
		漁 期 間	177	1	0	8	0	1	0
		1 日	178	.	.	.	.	.	.
	こ い ・ ふ な 類	漁 期 間	179	.	.	7	6	5	6
		1 日	180	.	.	1	0	7	9
	わ か さ ぎ	年 間	181	.	.	.	.	.	.
		漁 期 間	182	.	.	.	.	.	.
	そ の 他	1 日	183	.	.	.	.	.	.
		年 間	184	.	.	2	6	0	3
		漁 期 間	185	.	.	.	.	.	.
		1 日	186	.	.	.	.	.	.

「前回値」は事前に印刷されています。

- (2) 過去1年間における漁業協同組合が行った遊漁者への啓発・普及活動の取組について、**当てはまるものすべて**に記入してください。

	ポスター、パンフレットの作成	講習会の開催	その他の啓発・普及活動
191	●	○	○

例えば、河川・湖沼における水産資源の保護、釣りのマナー等について、遊漁者へ啓発・普及するために実施した取組をマークしてください。

「漁業体験」とは、地びき網、定置網等の漁業を実際に体験できる活動をいいます。

「魚食普及活動」とは水産物の消費拡大（栄養特性や健康食品としてのPRを含む。）と漁業への理解を深めてもらうことを目的とする活動をいいます。

【例】

魚の調理法の講習や料理実習、地域行事における魚料理出展、パネル展示、チラシや冊子の作成・配布 等

Ⅲ 活性化の取組

- 過去1年間に漁業協同組合が実施した都市との交流活動の取組について、その取組の参加人数を記入してください。

漁業体験と魚食普及活動を一体的に実施した場合については、それぞれに同じ人数を記入してください。

		参 加 人 数									
		本 年 値					前 回 値 (平成25年)				
		十	万	千	百	十	十	万	千	百	十
		(人)									
漁 業 体 験	201	:	:	:	3	0	3	:	:	3	0
魚 食 普 及 活 動	202	:	:	:	2	2	6	:	:	2	0
そ の 他	203	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

- 漁業協同組合の運営する水産物直売所の施設数及び過去1年間の利用者数（来場者数）について記入してください。

「前回値」は事前に印刷されています。

		(施設)									
		施 設 数		年 間 利 用 者 数							
		本年値	前 回 値 (平成25年)	本 年 値				前 回 値 (平成25年)			
				十	万	千	百	十	十	万	千
				(人)							
水 産 物 直 売 所	211	:	1	:	:	4	4	:	:	4	5
			1	:	:	0	0	:	:	0	0

調査は以上で終わります。
ご協力ありがとうございました。

十の位を四捨五入して百人単位で記入してください。
なお、単位未満の場合（30人など）は百の位に「1」を記入してください。

「水産物直売所」とは、地元産の生鮮魚介類や水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設をいいます。

なお、無人施設や自動車等による移動販売、インターネットによる販売は除きます。



調査項目はここまでです。
お忙しい中、最後までご協力いただき誠にありがとうございました。

2018年漁業センサス 魚市場調査票 記入の仕方



◆ 2018年漁業センサスとは

「漁業センサス」とは、漁業に関する国勢調査ともいえるべき大切な調査で、我が国漁業の基本構造等を明らかにし、水産行政の企画・立案等に活用することを目的に、5年に1度実施しています。

漁業や漁村の振興政策の策定など、水産行政の基礎となるものですので、ご協力をお願いいたします。



◆ 秘密の保護について

農林水産省の職員が、記入内容を他に漏らしたり、課税等、統計以外の目的に使うことは、法律で厳しく禁じられていますので、ありのままの記入をお願いいたします。

《 調査票記入にあたっての注意 》

- 調査票を記入する際は、この「記入の仕方」をよくお読みください。
- 黒の鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。
- 数字は1マスに1字ずつ算用数字で右に詰めて記入してください。
- 該当のある項目だけ記入し、それ以外の項目には何も記入しないでください。（－（バー）や0（ゼロ）を記入する必要はありません。）

- ◆ 調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたら、コールセンターにお問い合わせください。

調査票の内容については、**本年（平成31年）1月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間**について記入してください。

基本指標番号等の記載は、そのままにしてください。

秘
農 林 水 産 省
統計法に基づく基幹統計調査
漁業構造統計

2018年漁業センサス
流通加工調査
魚市場調査票
平成31年1月1日調査

様式調第7号



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

大海区	都府県 (振興局)	市区町村	漁業地区	客体番号	市区町村名	漁業地区名
基本指標番号	0987654321001				〇〇市	〇〇

- この調査票は、統計の作成目的以外には使用せず、得られた個々の結果についても、外に漏らしたり課税などの資料に利用することなく、**秘密を厳守することが法律により定められています**ので、ありのままをご記入ください。
- 記入に当たっては、「魚市場調査票の記入の仕方」をよく読んでください。
- **黒色の鉛筆**または**シャープペンシル**で記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。

★ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように**右づめ**で記入してください。

★ マークを記入する欄は、下の記入例のように濃くぬりつぶしてください。

記入例

:	:	:	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	0	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

つなげる すきまをあける

記入例

0	●
---	---

★ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。

記入例

1123

悪い例

0	●	●	●
---	---	---	---

- 調査票の内容については、本年（平成31年）の**1月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間について記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間**について記入してください。

- **調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。**
オンラインによる回答方法は、「オンライン調査システム操作ガイド」をご参照ください。

ここから記入してください

- 1 **当てはまるもの一つ**に記入してください。

法人でない	法人である
201	0 ●

- 2 法人の場合は、**法人番号（13桁）**の記入をお願いします。

202	50000012080001
-----	----------------

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきます。
個人のマイナンバー（12桁）を混同して記入しないようご注意ください。

法人番号とは、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体の皆様に指定される「13桁の番号」です。

産地出荷業者、加工業者、その他の2つ以上に当てはまる水産物買受人については、販売金額が最も多いもののみ計上し、重複させないでください。

倉庫や駐車場の面積は含めません。

小数点以下は、四捨五入してください。

1 魚市場の中で水揚げまたは搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積を㎡単位で記入してください。

0702

101 1259

2 1月1日現在の魚市場に所属する水産物卸売業者と水産物買受人の業者数を記入してください。

	千	百	十	(業者)
水産物卸売業者	111	1		
産地出荷業者	112	2	9	
加工業者	113	1	7	
その他	114	6		

水産物買受人とは、水産物卸売業者から買い受ける産地出荷業者、加工業者等です。
産地出荷業者とは、水産物卸売業者から水産物を買受けて、他の卸売市場へ出荷する業者をいいます。
魚市場内の複数の卸売業者に同一の買受人が登録されている場合は、魚市場としての買受人数を記入し、重複させないでください。

3 魚市場における過去1年間（平成30年1月1日～12月31日）の取扱高について、数量欄に水産物取扱数量を、金額欄に水産物取扱金額（消費税を含む。）を記入してください。

		数 量							金 額								
		千万	百万	十万	万	千	百	十(トン)	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万(万円)	
合計 ①+②	121	・	・	・	・	6	0	6	9	・	・	1	6	1	3	0	5
うち、活魚	122	・	・	・	・	1	1	8		・	・	1	3	1	5	1	
水 揚 量 ①	123	・	・	・	・	5	3	8	9	・	・	1	1	5	6	7	5
搬 入 量 ②	124	・	・	・	・	6	8	0		・	・	4	5	6	3	0	
うち、輸入品	125	・	・	・	・	1	3	0		・	・	8	4	6	6		

合計は、水揚げ量と搬入量の合計を記入してください。

千の位を四捨五入して万円単位で記入してください。

機器があっても、水産物の品質や衛生等の管理を目的としていない場合は当てはまりません。

数量は、過去1年間に魚市場で取り扱われた水産物（活魚、生鮮品、冷凍品及び加工品）の数量です。また、第1次水揚げ（内水面漁業、養殖業による生産品を含む。）のほか、他の漁業地域からの搬入量及び輸入品を含みます。

金額は、数量欄で記入した、魚市場で取り扱われた数量に対応する総金額（消費税を含む。）を記入してください。

魚市場において、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器について、当てはまるものすべてに記入してください。

海水殺菌装置	砕氷・製氷機	脱臭装置、排ガス処理装置	水産加工機器	その他
131	0	0	0	0

海水殺菌装置とは、海水の殺菌・減菌を目的とした装置
砕氷・製氷機とは、氷がけ等、魚市場内で使用する氷を製造するための装置
出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含めません。
脱臭装置、排ガス処理装置とは、建物内の空気清浄を目的とした装置
水産加工機器とは、フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、バック作業等を自動で行うための装置

調査は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。



調査項目はここまでです。
お忙しい中、最後までご協力いただき誠にありがとうございました。

2018年漁業センサス

流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

記入の仕方



◆ 2018年漁業センサスとは

「漁業センサス」とは、漁業に関する国勢調査ともいうべき大切な調査で、我が国漁業の基本構造等を明らかにし、水産行政の企画・立案等に活用することを目的に、5年に1度実施しています。

漁業や漁村の振興政策の策定など、水産行政の基礎となるものですので、ご協力をお願いいたします。



◆ 秘密の保護について

統計調査員や農林水産省の職員が、個人の調査内容を他に漏らしたり、課税等、統計以外の目的に使うことは、法律で厳しく禁じられていますので、是非ありのままの記入をお願いいたします。

《 調査票記入にあたっての注意 》

- 調査票を記入する際は、この「記入の仕方」をよくお読みください。
- 黒の鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。
- 数字は1マスに1字ずつ算用数字で右に詰めて記入してください。
- 該当のある項目だけ記入し、それ以外の項目には何も記入しないでください。（－（バー）や0（ゼロ）を記入する必要はありません。）

- ◆ 調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がありましたら、コールセンターにお問い合わせいただくか、統計調査員が訪問した際にご質問ください。

◆ はじめに ～ 回答が必要な調査項目の確認

- 統計調査員が事業所で営んだ事業等に基づき、**調査票の1ページ（表紙）の上部中央に事業所の区分を記載**しています。
- 記載された区分に対応して回答が必要な調査項目が異なりますので、**まずそちらをご確認の上、回答に進んで下さい。**

① 冷凍・冷蔵工場の場合

↓ こちらの調査項目にご回答ください。

- I 事業所の概要（調査票2ページ）
- II 冷凍・冷蔵工場（調査票3ページ）

② 水産加工場の場合

↓ こちらの調査項目にご回答ください。

- I 事業所の概要（調査票2ページ）
- III 水産加工場（調査票4～6ページ）

③ 冷凍・冷蔵工場と水産加工場両方の場合

↓ こちらの調査項目にご回答ください。

- I 事業所の概要（調査票2ページ）
- II 冷凍・冷蔵工場（調査票3ページ）
- III 水産加工場（調査票4～6ページ）

【調査票1ページ（表紙）】

ここから記入してください

1 当てはまるもの一つに記入してください。

2 法人の場合は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

法人番号を適用した統計の作成は、法人番号の取得が完了している必要があります。法人番号（13桁）を適用して記入してください。

各調査項目に関する記入の仕方は、次のページ以降をご確認いただき、ご記入をお願いします。

調査票の内容については、**本年（平成31年）1月1日現在及び前年（平成30年）11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成30年1月1日から12月31日までの1年間について記入してください。**

基本指標番号等は調査員が記入しますので、何も記入しないでください。

秘
農 林 水 産 省
統計法に基づく基幹統計調査
漁業構造統計

両方
2018年漁業センサス
流通加工調査
冷凍・冷蔵、水産加工場調査票
平成31年1月1日調査

0801
様式 調第8号
政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に努めます。

大海区	都府県 (振興局)	市区町村	調査区	漁業地区	客体番号	市区町村名	漁業地区名
基本指標番号	99	99	210	01	235	006	〇〇市 △△

○ この調査票は、統計の作成目的以外には使用せず、得られた個々の結果について、外に漏らしたり課税などの資料に利用することはなく、秘密を厳守することが法律により定められていますので、ありのままをご記入ください。

○ 記入に当たっては、「冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の記入の仕方」をよく読んでください。

○ 黒色の鉛筆またはシャープペンシルで記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。

★ 数字は、1マスに1つずつ、枠からはみ出さないように**右づめ**で記入してください。

★ マークを記入する欄は、下の記入例のように濃くぬりつぶしてください。

記入例

9	8	7	6	5	4	0
---	---	---	---	---	---	---

つなげる すきまをあける

★ マスが足りない場合は、一番左のマスにまとめて記入してください。

記入例

11	2	3
----	---	---

悪例

0	1	2	3
---	---	---	---

○ 調査票の内容については、本年（平成31年）の**1月1日現在**、前年（平成30年）の**11月1日現在**で記入する箇所と、過去1年間について記入する箇所があります。過去1年間の場合は、**平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間について記入してください。**

● **調査票の記入及び提出は、オンラインでも可能です。**
オンラインによる回答方法は、「オンライン調査システム操作ガイド」をご参照ください。

ここから記入してください

1 当てはまるもの一つに記入してください。

法人でない 法人である

401

0	●
---	---

2 法人の場合は、**法人番号（13桁）**の記入をお願いします。

402

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきます。
個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようご注意ください。

- ・ **法人番号**の記入をお願いします。
- ・ **法人番号**とは、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体の皆様に指定される「13桁の番号」です。

- 3 -

- ・「水産加工業」とは、水産物を原料として食料品、飼肥料等を加工製造する事業をいいます。
- ・漁業協同組合における信用、購買、販売、共済等は「その他」に当てはまります。

0802

I 事業所の概要

- 1 過去1年間（平成30年1月1日～平成30年12月31日）に事業所で営んだ事業について当てはまるものをすべてに記入してください。
また、そのうち事業の収入が最も多かったものについて、当てはまるもの一つに記入してください。

冷蔵倉庫業とは、冷凍・冷蔵施設で寄託品の保管を行う事業で、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づくものをいいます。
水産物卸売業とは、水産物を出荷者からの販売委託または買い受けて卸売りする事業をいいます。
水産物仲卸（買）業とは、水産物を卸売業者から買い、小売店などに販売する事業をいいます。
水産物小売業とは、水産物仲卸（買）業者から水産物を買ひ、消費者に販売する事業をいいます。

冷蔵倉庫業	水産加工業	漁業・養殖業	水産物卸売業	水産物仲卸（買）業	水産物小売業	その他
-------	-------	--------	--------	-----------	--------	-----

営んだ事業（該当すべてにマーク）	101	☒	☒	☐	☐	☐	☐
収入が最も多かった事業（一つにマーク）	102	☐	☒	☐	☐	☐	☐

- 2 平成30年11月1日現在の事業所における従業員数を記入してください。

			男			女		
			千	百	十（人）	千	百	十（人）
常時従業員	111		2	0		2	5	
うち、雇用者	112		1	8		2	4	
その他	113		6			1	0	

			千 百 十（人）		
			千	百	十（人）
うち、外国人	常時従業員	114			1
	その他	115			2

常時従業員とは、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している人及び研修生を含まない、次の①～④のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 個人事業主及び無給の家族従事者
- ② 有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の人）
- ③ 雇用者（賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人）
・ 役員の肩書きがあるものの、役員報酬ではなく、雇用者と同じ賃金・給与体系の人
・ 期間を定めずに従事している人
・ 1か月以上の期間を定めて従事している人
- ④ 出向・派遣受入者
・ 1か月以上の期間を定めて従事している人

雇用者とは、常時従業員のうち③の「雇用者」に該当する人をいいます。

その他とは、常時従業員以外の従業員をいいます。

- ・ 1か月未満の期間を定めて雇用されている人
 - ・ 日々雇用（日雇い）されている人、など
- 外国人には、「常時従業員」及び「その他」のそれぞれに含まれている外国人の人数を記入してください。

なお、外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能等修得活動及び修得した技能等を要する業務に従事している場合は従業員に含めますが、講習による知識修得活動期間中の人は従業員に含めません。

記入する際に参考としてください。

このページは冷凍・冷蔵施設（合計10馬力以上）がある場合にご記入ください。

- ・主機の出力が10馬力未満でも、複数の施設の合計が10馬力以上の事業所は対象に含めます。
- ・販売目的のための氷のみを製造している場合は、冷凍・冷蔵工場に当てはまりません。

Ⅱ 冷凍・冷蔵工場

以下に該当する場合は、このページを記入してください。
該当しない場合は次のページへ進んでください。

主機10馬力（7.5kw）以上の冷凍・冷蔵施設を所有し、調査日前1年間（平成30年1月1日～平成30年12月31日）に水産物を低温保管した事業所または水産物の凍結作業を行った事業所が対象です。

なお、冷蔵倉庫業の他、水産加工場が所有する主機10馬力（7.5kw）以上の自家用冷凍・冷蔵施設で、加工原料や製品を保管した場合も含めます。

1 事業所の冷凍・冷蔵施設の用途について、当てはまるもの一つに記入してください。

営業用とは、倉庫業法に基づき営業許可を受けた冷蔵倉庫で、水産物の保管に用いるものをいい、自営品のみを扱った工場であっても、倉庫業法に基づくものは含めます。
自家用とは、倉庫業法に基づかない冷蔵倉庫で、水産物の保管に用いるものをいい、寄託品を扱っている工場であっても、倉庫業法に基づかないものは含めます。

	営業用	自家用
201	☒	☐

2 過去1年間に事業所の冷凍・冷蔵施設を利用した利用者について、当てはまるものすべてに記入してください。

また、そのうち入庫量が最も多かった利用者について、当てはまるもの一つに記入してください。

漁業協同組合等には、漁業協同組合の他、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会を含めます。
漁業者には、個人の他、会社等の法人を含めます。
水産加工業協同組合等には、水産加工業協同組合の他、水産加工業協同組合連合会、その他の加工組合（事業協同組合、企業組合等）を含めます。
加工業者には、個人の他、会社等の法人を含めます。

		寄託品							自営品
		漁業協同組合等	漁業者	水産加工業協同組合等	加工業者	卸売業者	買受人	その他	
漁業協同組合の他、漁業生産組合会を含めます。 他、会社等の法人を含めます。 等には、水産加工業協同組合の連合会、その他の加工組合（事業）を含めます。 の他、会社等の法人を含めます。									
利用者 （該当すべてにマーク）	211	☐	☒	☐	☒	☐	☐	☐	
入庫量が最も多かった利用者 （一つにマーク）	212	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☒	

3 平成31年1月1日現在の事業所における冷凍・冷蔵施設の冷蔵能力（収容トン数）及び1日当たりの凍結能力をトン単位で記入してください。

	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	万	十	百	千	万
冷蔵能力	221																			
凍結能力	222																			

（冷蔵能力の換算率） 1㎡ = 0.4トン

「冷蔵能力」とは、常時10℃以下で保持し得る、通常の収容能力をいいます。

「凍結能力」とは、通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいいます。

「寄託品」とは、顧客から委託を受けて保管している水産物をいいます。

「自営品」とは、自家や自社など貴事業所の水産物をいいます。

このページは、水産加工品（冷凍水産物を含みます。）を製造している場合にご記入ください。

- ・ 冷凍すり身を原料として加工品を製造している場合は、水産加工品に含めます。
- ・ 加工度の低いゆでだこ、ゆでがに等ゆでたまま販売するものは含めません。ただし、ゆでた後に凍結し保存性を高めている場合は、生鮮冷凍水産物として水産加工品に含めます。

0804

Ⅲ 水産加工場

以下に該当する場合は、このページ以降を記入してください。
該当しない場合は、終わりです。ご協力ありがとうございました。

調査日前1年間（平成30年1月1日～平成30年12月31日）に、販売を目的として、水産物を原料として加工製造を行った事業所の方が対象です。

なお、漁業を営む事業所・世帯であっても、加工製造のための作業場等を有し、かつ専従の従事者を雇って加工製造を行っている場合も対象となります。

※ 水産加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合で50%以上）として製造された食用加工品、生鮮冷凍水産物及び飼肥料等のことです。

1 過去1年間に事業所で生産したすべての水産加工品について、その種類ごとに生産量をkg単位で記入してください。

・ kg単位で記入してください。
・ 500g～999gは切り上げて1kgとし、499g以下は切り捨てて0kgとしてください。

		301 生産量									
		千	百	十	万	千	百	十	万	千	百
		万	万	万	万	万	万	万	万	万	万
		(kg)									
ねり製品	かまぼこ類	①									
	魚肉ハム・ソーセージ類	②									
	魚介類	③									
	その他	④									
	水産物調理食品	⑤							5	6	
素干し品	す る め	⑥									
	いわし	⑦					3	9	7	0	
	その他	⑧									
塩干し品	干しいわし	⑨									
	干しあじ	⑩									
	干しさんま	⑪									
	干しさば	⑫									
	干しかれい	⑬									
	干しほっけ	⑭									
	干しはたはた	⑮									
	その他	⑯									
煮干し品	煮干しいわし	⑰									
	しらす干し	⑱							5	0	0
	煮干しいかなご・こうなご	⑲									
	干し貝柱	⑳									
	その他	㉑									
	塩蔵いわし	㉒									
	塩蔵さば	㉓									
	塩蔵さけ・ます	㉔									
塩蔵品	塩蔵たら・すけとうだら	㉕									
	塩蔵さんま	㉖									
	その他	㉗									
	くん製品	㉘									
飼肥料	缶・びん詰	㉙									
	寒 天	㉚									
	油 脂	㉛									
	飼 肥 料	㉜									

加工品の記入に当たっては、記入の仕方9ページの「記入に当たっての留意点」及び10～17ページの「水産加工品品目分類表」を参照してください。

このページは、水産加工品（冷凍水産物を含みます。）を製造している場合にご記入ください。

加工品の記入に当たっては、記入の仕方9ページの「記入に当たっての留意点」及び10～17ページの「水産加工品品目分類表」を参照してください。

0805

・kg単位で記入してください。
・500g～999gは切り上げて1kgとし、499g以下は切り捨てて0kgとしてください。

301 生産量		301 生産量					
千	百	十	万	千	百	十	万
かつお節	33			冷凍さんま	50		
かつおなまり節	34			冷凍まだら	51		
さば節	35			冷凍すけとう	52		
その他	36			冷凍ほっけ	53		
かつおけずり節	37			冷凍いかなご・こうなご	54		
その他	38			冷凍はたはた	55		
いか塩辛	39			冷凍たい類	56		
水産物漬物	40	2	060	冷凍ほたてがい	57		
こんぶつくだ煮	41			冷凍いか類	58		
乾燥・焙焼・揚げ加工品（いか製品）	42			冷凍かに類	59		
その他	43			冷凍かき類	60		
冷凍まぐろ類	44			その他冷凍魚類・冷凍水産物類	61		
冷凍かつお類	45			すけとうだら	62		
冷凍さけ・ます類	46			いわし・さば	63	6	1000
冷凍いわし類	47	3	88500	ほっけ	64		
冷凍まあじ・むろあじ類	48			その他	65		
冷凍さば類	49						

原料の板のりに換算した枚数を記入してください。

焼・味付のり 66 十 千 百 十 万 千 百 十 万 百枚

2 過去1年間に事業所で生産したすべての水産加工品について、**年間の販売金額が最も多かった種類を、上記1の番号①～66から一つ選んで記入してください。**

年間販売金額第1位の水産加工品の種類 311 47

「焼・味付のり」については、十の位を四捨五入して百枚単位で記入してください。

このページは、水産加工品（冷凍水産物を含みます。）を製造している場合にご記入ください。

10億円以上の場合は、
10億円以上にマークし、
金額も記入してください。

3 過去1年間の事業所における水産加工品の販売金額（消費税を含む。）について、**当てはまるもの一つ**に記入してください。

100 万円 未満	100 万円 500 万円 未満	500 万円 1,000 万円 未満	1,000 万円 5,000 万円 未満	5,000 万円 1 億円 未満	1 億円 5 億円 未満	5 億円 10 億円 未満	10 億円 以上
321	0	0	0	0	0	0	0

水産加工品以外の製品を販売している場合は、事業所の総販売金額（消費税を含む。）のうち、水産加工品のみの販売金額（消費税を含む。）に該当する区分に記入してください。

「10億円以上」の場合は、金額も記入してください。

322	千億	百億	十億	億	（億円）
	0	0	0	0	

製造した水産加工品を自社の他事業所へ加工原料として提供した場合には、その分の金額は販売したものとして見積もってください。

四捨五入して億円単位で記入してください。

4 過去1年間の事業所における水産加工品の出荷先について、**当てはまるものすべて**に記入してください。

流通業者は、卸売業者等に国内向けに出荷している場合をいいます。
小売業者は、スーパー（量販店含む）、生協、鮮魚商等へ出荷している場合をいいます。
自家販売・直売所は、自家店舗、通販、インターネット販売、行商などで消費者へ直接販売している場合、または、直売所、道の駅などで場所を借りて販売している場合をいいます。
海外向け（輸出）は、貿易会社や団体を通じて、海外向けに出荷（輸出）している場合をいいます。

国 内 向 け							海外向け（輸出）
漁協、加工協等の組合	加工業者	流通業者	小売業者	外食産業・給食業者等	卸売市場・荷さばき所	自家販売・直売所	
331	0	0	0	0	0	0	0

5 過去1年間の事業所における原材料（水産動植物）の仕入れ状況について

(1) 原材料に占める国産品の割合（重量ベース）について、**当てはまるもの一つ**に記入してください。

すべて国産	70%以上	50%以上70%未満	30%以上50%未満	30%未満	すべて輸入
341	0	0	0	0	0

これらを選んだ場合は(2)もお答えください。

(2) 事業所における国産原材料の仕入れ先について、**当てはまるものすべて**に記入してください。

漁業者	漁業協同組合	その他
342	0	0

漁業協同組合には、漁業協同組合が開設する魚市場から仕入れた場合を含めてください。
その他には、漁業を営む事業所・世帯において加工原料を自ら漁獲・収穫している場合も含めてください。

調査は以上で終わります。ご協力ありがとうございました。

6

事業所で取り扱う加工品の原材料のうち、水産動植物のみについて記入してください。

・「漁業者」には水産加工組合等を通じた共同仕入れにより漁業者から仕入れた場合を含めます。
・その他には次の場合を含めます。
①漁業協同組合以外が開設している魚市場
②水産物仲卸業者、商社、加工業者等



調査項目はここまでです。
お忙しい中、最後までご協力いただき
誠にありがとうございました。

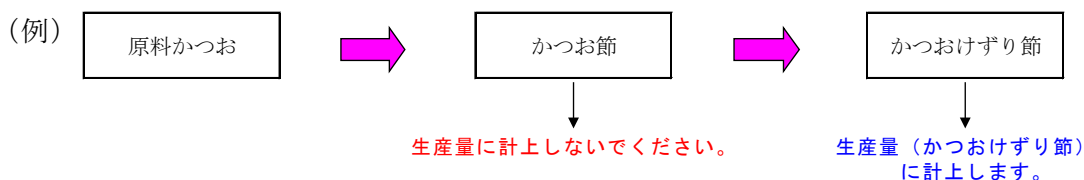
調査票 4～5 ページの水産加工品の生産量については、こちらの留意点を確認の上、記入してください。

記入に当たっての留意点

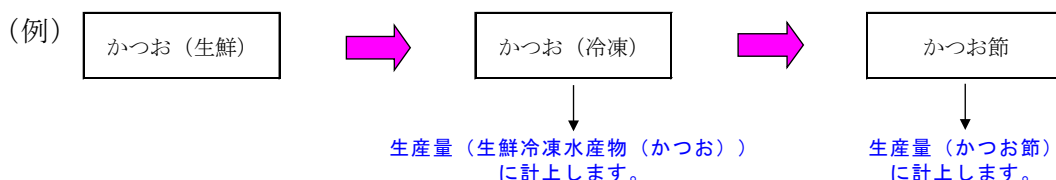
○ 計上する生産量について

- 生産量は、かまぼこ板などの不可食部分の重量や、つくだ煮、塩辛の缶・瓶等の重量を除いた内容重量を記入してください。
- 単に焼いたもの、煮たもの、またはこれらを冷蔵保存したものは生産量に計上しないでください。
- 水産加工品を同一事業所で一貫生産する場合、製品によってはいくつかの段階を経て製品となる場合があります。このような場合は、**最終段階の製品の生産量**に計上してください。

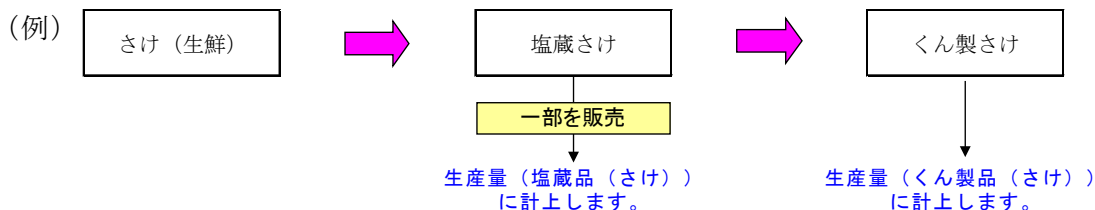
例えば、かつおけずり節は、原料かつおをかつお節にし、それを削って製品としますが、中間生産物であるかつお節の生産量は計上しないでください。



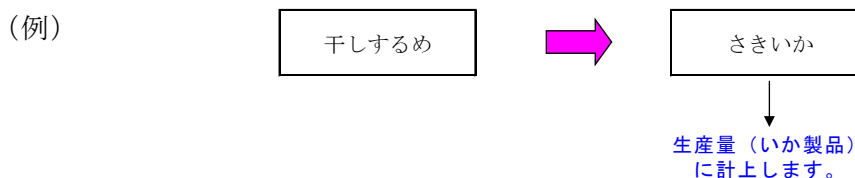
ただし、生鮮品を凍結した後に加工した場合は、**生鮮冷凍水産物と該当加工品の生産量として、それぞれに計上してください。**



また、水産加工品を製造工程の途中で販売した場合は、これが調査品目に該当する場合については、販売した部分のみを生産量に計上します。



- 水産加工品を購入し、それを再加工して新たな水産加工品とした場合は、生産量に計上します。ただし、再包装だけのものは除きます。



- 製造工程の途中で廃棄された加工品（不良品等）の数量は計上しないでください。
- 自家用として消費した加工品の数量は、生産量に含めます。
- 水産物原料が50%未満の水産加工品は、生産量に含めないでください。

調査票 4～5 ページの水産加工品の種類の詳細については、こちらの
水産加工品品目分類表を参照してください。

水産加工品品目分類表

品目分類	定義又は内容例示
ねり製品	魚肉を原料とするすり身、魚肉片等に、調味料、補強料、その他の材料（チーズ、グリーンピース、わかめ、畜肉等の種もの）を加えて、ねり合わせたのち成形し、加熱凝固させたものをいいます。 〔ねり製品として取り扱わないもの〕 生すり身又は加熱を行わないもの ⇒ 家庭用味付けすり身は「その他の食用加工品」に、ねり製品の原料とする冷凍すり身は「生鮮冷凍水産物」にそれぞれ計上します。
かまぼこ類	魚肉を主原料とするすり身に、調味料を加えてねり合わせたのち、加熱凝固させたもので、魚肉ハム・ソーセージ以外のものをいいます。 ○やきちくわ 魚肉を主原料とするすり身に、調味料等を加えてねり合わせたのち、串（竹、木等）に円筒状にねりつけて、焙り焼きしたもの 例：冷凍やきちくわ、豊橋ちくわ ○包装かまぼこ ケーシング詰、リテーナ（金型）形成の特殊包装かまぼこ ○かまぼこ 蒸煮又は焙焼したかまぼこ類 例：板かまぼこ、焼板かまぼこ、焼抜きかまぼこ、こぶ巻かまぼこ、す巻かまぼこ、だて巻（厚焼）、梅焼き、野焼き、笹かまぼこ、なんば焼き、蒸しちくわ ○あげかまぼこ 油で揚げたかまぼこ 例：さつま揚げ、てんぷら、皮てんぷら、つけ揚げ（いか、えび、野菜等の種もの入りの天ぷら類を含む。） ○ゆでかまぼこ 湯煮したかまぼこ 例：なると巻き、はんぺん、しんじょ、つみれ、すじ ○風味かまぼこ かに、ほたて貝柱、えび等の食味、食感、外観等をもたせたかまぼこ ○その他のかまぼこ類 上記のいずれにも該当しないもの 例：けずりかまぼこ、くん製かまぼこ、細工かまぼこ、そば風かまぼこ、乾燥（フリーズドライ）かまぼこ

ねり製品 (つづき)	魚肉ハム・ソーセージ類	○魚肉ハム 魚肉片につなぎ等を加えて混ぜ合わせ、ケーシングに充填し、密封加熱したものをいいます。 ○魚肉ソーセージ 魚のひき肉、すり身等に油脂、香辛料等の調味料を加え、ケーシングに充填し、密封加熱したもの（ハンバーグ風、シュウマイ風等の特殊魚肉ソーセージを含みます。）をいいます。 注：これまで、日本農林規格（ＪＡＳ）上の表示名は、「魚肉ハム」、「魚肉ソーセージ」でしたが、平成３年８月８日付の規格改正により、「フィッシュハム」、「フィッシュソーセージ」とも表示できることとなりました。
	冷凍食品	水産物を主原料として、加工又は調理した後、マイナス18℃以下で凍結し、凍結状態で保持した包装食品をいいます。 （参考） 「包装」とは、当該食品が消費されるまで、生産されたときの形態のまま流通することを考慮して、行われた包装をいい、一般家庭用の小袋、給食用その他業務用の大袋等があります。 ただし、「生鮮冷凍水産物」との区別が困難な「魚介類」の冷凍食品については、包装袋に表示してある食品名、保存温度及び「生食用」、「加工用」の別により判断しています。 〔冷凍食品として取り扱わないもの〕 (1) 生鮮品（丸、フィレー等）を真空パックにしたもの、フライ類、シュウマイ等のチルド食品 ⇒ レトルトパック、真空パック等の長期保存手段を講じているもの及びチルド食品は、「その他の食用加工品」に計上します。 (2) 解凍してから販売するもの及び他の加工品（ねり製品、缶詰等）の原料となるもの ⇒ 生鮮冷凍水産物に計上します。 (3) 輸入冷凍食品 ⇒ 調査対象から除外します。ただし、国内の加工場が再凍結、包装したものは、「冷凍食品」として取り扱いします。
魚介類	かに類	ずわいがに、たらばがに等のかに類のみを茹でる等の処理を行ったものを凍結し包装したものをいいます。
	その他	水産物の丸、又はワタ抜き、三枚おろし等の処理を行ったものを、凍結し包装したものをいいます。 例：丸、三枚おろし、ブロック、切り身、むきえび、ステーキ、刺身、たたき、鍋物セット、すし種セット
水産物調理食品		水産物を主原料として調理（煮物、焼物、味付け等）したものを、凍結し包装したものをいいます。 例：フライ等、天ぷら、コロッケ、カツ類、スナック類、シュウマイ類、ハンバーグ類、ねり製品、かば焼き（白焼）、照り焼き、しょうが焼き、みそ煮、塩辛

素干し品		魚介類をそのまま、又は適当に整形したのちに、水洗いしてから乾燥したもので、乾燥品を含みます。
	するめ	○原料による区分 例：二番するめ（するめいか）、剣先するめ（けんさきいか）、ぶどうするめ（ぶどういか）、藻するめ、水するめ、芭蕉するめ、（あおりいか）、真するめ（みずいか）、甲付するめ（こういか）、笹するめ（やりいか） ○製法による区分 例：並するめ、磨きするめ、尾孔するめ、お多福するめ、袋するめ、白するめ、亀甲するめ、簀干しするめ、丸干しするめ、刻みするめ、いか徳利
	いわし	例：ごまめ、田作り、たたみいわし
	その他	例：身欠きにしん、かれい、ふぐ、わかさぎ、きびなご、こうなご、ほっけ、かすべ、かずのこ、ふかひれ、えいひれ、さくらえび、あみ、くちこ、たこ、姫貝、その他魚介類の素干し品
塩干品		魚介類をそのまま、又は適当に整形したのちに、塩漬け又は施塩してから乾燥したもので、凍乾品を含みます。
	干しいわし	例：丸干しいわし、目刺し、ほほ刺し（えら刺し）、開きいわし
	干しあじ	例：開きあじ、丸干しあじ
	干しさんま	例：開きさんま、骨ぬきさんま、丸干しさんま
	干しさば	例：開きさば、丸干しさば
	干しかれい	例：丸干しかれい
	干しほっけ	例：開きほっけ、丸干しほっけ
	干しはたはた	例：丸干しはたはた、はたはた一夜干し
	その他	例：ぶり（巻ぶり）、にしん、かます、ふぐ（開き、すきみ）、さめ、とびうお、こうなご、たちうお、はも、むつ、ぐち、きちじ、とうじん、ししゃも、くさや、いか（塩干しするめ）、その他魚介類の塩干品
煮干し品		魚介類をそのまま、又は適当に整形したのちに、煮熟してから乾燥したものをいいます。
		注：釜上げ品のほか、煮塾圧搾脱脂後に、乾燥し原型を保持したものと及び焙り干し後に乾燥したものを含みます。
	煮干しいわし	例：かたくち煮干し、平子煮干し
	しらす干し	例：しらす干し、ちりめんじゃこ 注：「しらす」とは、通常35mm以下のいわし類及びその他の魚類の稚魚をいいます。

煮干し品 (つづき)	煮干しいかなご・ こうなご	いかなご、こうなごの煮干し品
	干し貝柱	ほたてがいの貝柱を煮熟してから乾燥したものをいいます。 例：白乾（貝柱のみを乾燥したもの）、黒乾（むき身を乾燥したもの）、砕きほたて貝柱
	その他	例：あじ、にしん、きびなご、さば、わかさぎ、ふぐ、ほっけ、さめ、えび（干しえび、すりえび、むきえび）、あみ（いさざ）、いか、鯨いりかわ、ほたてみみ、あさり、その他魚介類の煮干し品
塩蔵品		水産物の貯蔵を目的として、塩に漬け込んだもの（堅塩）及び嗜好に重点をおき、軽度の施塩を行ったもの（甘塩、一塩）をいいます。 注：圧搾した塩蔵品を含みます。
	塩蔵いわし	例：塩いわし、一塩いわし、圧搾塩いわし
	塩蔵さば	例：塩さば、青切りさば
	塩蔵さけ・ます	例：塩ざけ、新巻ざけ、堅塩ざけ、塩ます、堅塩ます
	塩蔵たら・ すけとうだら	例：塩蔵開きたら、塩蔵開きすけとうだら
	塩蔵さんま	例：塩さんま、一塩さんま、堅塩さんま
	その他	例：たらこ、すけとうだらこ、いくら、すじこ、かずのこ、かつお、そうだがつお、ぶり、たちうお、かれい、しいら、ぐち、えそ、あじ、かすべ、たら、にしん、さめ、いか、たこ、あわび、ほたてがい、鯨、その他魚介類の塩蔵品
くん製品		水産物を塩漬けたのちに、くん煙中にさらし、乾燥と同時にくん煙成分を付着、吸収させたものをいい、液くん（くん煙の成分である各種の薬品の水溶液に、原料を浸漬したのちに乾燥させる製法）による製品を含みます。 注：魚介類を主原料とするハムは、「魚肉ハム・ソーセージ類」に計上します。
缶・びん詰		魚介類を主原料とした食物を缶又はびんの容器に詰め、密封し、加熱殺菌したものをいい、単に、缶又はびんの容器に食物を詰めて密封しただけのものは、缶・びん詰としません。
寒天		寒天原藻（てんぐさ、おごのり等）を加熱処理し、その抽出液を脱水乾燥したものをいいます。 例：角寒天、細寒天、フレーク寒天等
油脂		魚介類、海産ほ乳類等の肉、内臓、骨等から採取する油脂をいいます。フィッシュソリュブルの原料となるものは、油脂とせず「飼肥料」とします。
飼肥料		魚介類又はその廃棄物に、煮熟、圧搾、脱水、乾燥等の処理を施したもので、飼肥料として使用されるものをいいます。 例：身かす、あらかす、魚粉、ホールミール、フィッシュソリュブル等

節製品		
節類		魚体を縦に二分又は四分したもの（これを「節」という。）を煮熟、焙乾して乾燥したものをいい、なまり節（節を煮熟したのち、表面の水分を乾燥したもの）、荒節（なまり節を焙乾したもの）、裸節（荒節の表面を削って整形したもの）、本節（裸節にカビつけしたもの）等をいいます。
	かつお節	かつおを原料とする節類で、なまり節以外のものをいいます。 注：そうだがつおを原料とするものは「その他の節類」に計上します。
	かつおなまり節	かつおを原料とするなまり節をいいます。
	さば節	さばを原料とする節類をいいます。
	その他	そうだがつお、まぐろ、あじ、いわし、その他の魚類を原料とする節類をいいます。
	けずり節	各種の節類を、薄片、粉末状にしたものをいい、それを紙パックに封入したもの、シート状に加工したもの等を含みます。 〔けずり節として取り扱わないもの〕 化学調味料との混合品
	かつおけずり節	かつおを原料とするけずり節をいいます。
	その他	混合けずり節（かつおけずり節とその他のけずり節を混合したもの）、そうだがつお、まぐろ、あじ、いわし、その他の魚類を原料とするけずり節をいいます。
その他の食用加工品		
いか塩辛		いかの全部又は一部（内臓、生殖巣等）に食塩、調味料等を加え、適度に熟成したものをいいます。 注：調味料として砂糖、甘味料、酒粕、みりん、アルコール、こうじ等を混入していても、通常「塩辛」として取り扱うものはここに計上します。 例：赤作り塩辛、白作り塩辛、黒作り塩辛
水産物漬物		魚介類を、ぬか、みそ、こうじ、しょう油、酒粕、米飯（なれずし）、酢、アルコール等に漬け込み、風味、保存性を高めたものをいいます。 注：近年出回っている、みそ、酒粕、塩こうじ等を表面に塗っただけのものについても、業者が「水産物漬物」として取り扱っている場合はここに計上します。 例：醤油漬けのさけ及びますの卵（いくら及びすじこを醤油又は調味液で漬け込んだもの）、さけ及びますのすし、さばのこうじ漬、たら粕漬、松前漬等
こんぶつくだ煮		昆布を主原料として調味液（しょう油、食塩、砂糖、水あめ、香辛料、化学調味料等）で煮込んだ煮熟品をいいます。

その他の食用加工品（つづき）	乾燥・焙焼・揚げ加工品（いか製品）	いかを調味液につけた後、乾燥、焙焼又は油で揚げたものをいい、調味液を表面に塗る場合も含みます。 例：ソフトさきいか（生いかを原料とするもの）、するめさきいか（するめを原料とするもの）、輪いか、姿焼いか、いかの揚げ物（フライ、天ぷら等）、のしいか、味付するめ、味付いか、ソフトダルマ
	その他	○塩辛類（いか塩辛を除く。） 魚介類の全部又は一部（内臓、生殖巣等）に食塩、調味料等を加え、適度に熟成したものをいいます。 注：調味料として砂糖、甘味料、酒粕、みりん、アルコール、こうじ等を混入していても、通常「塩辛」として取り扱うものはここに計上します。 例：かつお塩辛（酒盗、飯盗）、あみ塩辛、あゆ塩辛（うるか、さけ塩辛（めふん）、粒うに、練うに、塩うに ○水産物つくだ煮類（こんぶつくだ煮を除く。） 魚介類や海藻類を調味液（しょう油、食塩、砂糖、水あめ、香辛料、化学調味料等）で煮込んだ煮熟品で、しぐれ煮、あめ煮、甘露煮、すずめ焼、角煮等をいいます。 例：いか、こうなご、はまぐり、あさり、えび、わかさぎ、かつお、あみ、のり等のつくだ煮 ○乾燥・焙焼・揚げ加工品（いか製品を除く。） 魚介類を調味液につけた後、乾燥、焙焼又は油で揚げたものをいい、調味液を表面に塗る場合も含みます。 例：さくら干し、みりん干し、儀助煮（いかだ焼）、魚粉でんぶ、魚せんべい、蒲焼、照焼、姿焼、焼ふぐ、味付ふぐ、吹雪たら、味付たら、黄金たら、たらたんざく、たらつまみ ○その他の調味加工品 魚介類を調味液に浸漬するか、調味料、香辛料等を添加して加工処理を施したもののうち、加熱処理を行わないものをいいます。 注：「加工処理」とは、煮熟、乾燥、焙焼、圧搾、冷却、伸展、裂き、まぜあわせ等の処理の組み合わせをいいます。 例：からしめんたいこ、あえもの（うにあえもの、かずのこあえもの、もろみあえもの、キムチあえもの等）、酢だこ、酢いか、味付すり身、味付かずのこ ○その他 例：そぼろ、焼干し品（調味を加えないもの）、食用魚粉（ふりかけの原料となる魚粉等）、いわしパウダー、生鮮品（丸、フィレー等）を真空パックにしたもの、フライ類、シュウマイ等のチルド食品 〔その他として取り扱わないもの〕 水産物つくだ煮類以外の海藻加工品 例：もずく酢、根こんぶ、茎わかめ等

生鮮冷凍水産物	水産物の生鮮品を凍結室において凍結したもので、水産物の丸、フィレー、すり身等のものをいいます。（なお、すり身については、原料魚ではなく「すり身」の該当欄に計上します。）	
冷凍まぐろ類	例：びんなが、めばち、きはだ、くろまぐろ、みなみまぐろ、めじ等	
冷凍かつお類	例：かつお、そうだがつお類（ひらそうだ、まるそうだ）	
冷凍さけ・ます類	例：べにざけ、しろざけ、ぎんざけ、ますのすけ等のさけ類及びからふとます、さくらます等のます類	
冷凍いわし類	例：まいわし、うるめいわし、かたくちいわし等	
冷凍まあじ・むろあじ類	例：まあじ、むろあじ、まるあじ、あかむろ、くさやむろ、むろ（もろ）等	
冷凍さば類	例：まさば（ひらさば）、ごまさば（まるさば）等	
冷凍さんま		
冷凍たら類		
	冷凍まだら	例：まだら 注：底だら（キング、リング、ホキ、メルルーサ等）は「その他冷凍魚類・冷凍水産物類」に計上します。
	冷凍すけとうだら	注：すけとうだらは「その他冷凍魚類・冷凍水産物類」に計上します。
冷凍ほっけ	通称ほっけ、きたのほっけと呼ばれているものをいいます。	
冷凍いかなご・こうなご		
冷凍はたはた		
冷凍たい類	例：まだい、ちだい（ひれこだい）、きだい（れんこだい）、くろだい（ちぬ）、いぼだい等	
冷凍ほたてがい	注：ほたてがいの「みみ」のみを凍結したものは、「その他冷凍魚類・冷凍水産物類」に計上します。	
冷凍いか類	例：するめいか、まついか、こういか、もんごういか等 注：「足」、「みみ」等のみを凍結したものは「その他冷凍魚類・冷凍水産物類」に計上します。	
冷凍かに類	例：ずわいがに、べにずわいがに、がざみ等	
冷凍かき類	例：岩がき、まがき、すみえがき、しかめがき等	
その他冷凍魚類・冷凍水産物類	○冷凍魚類 例：かじき類、ひらめ、かれい類、にしん、さめ類、ぶり類、めぬけ類、きちじ、にぎす類、にべ、ぐち、えそ類、はも、たちうお、ほうぼう、えい類、さわら類、しいら類、とびうお類、ぼら類、すずき、まあじ及びむろあじを除くあじ類（しまあじ類）、その他の海産魚類、淡水魚類 ○冷凍水産動物類 例：たこ類、えび類、ほたてがい・かき類以外の貝類、その他の水産動物類	

生 鮮 冷 凍 水 産 物 (つづき)	冷凍すり身	
	すけとうだら	
	いわし・さば	
	ほっけ	
	その他	例：にべ、ぐち、あじ等のすり身
焼・味付のり		○焼のり 乾のりを電熱等の熱源により焙焼したものをいい、全判のもの及び全判を一口大に裁断したものをいいます。 ○味付のり 乾のりに調味液を塗付した後に、電熱等の熱源により焙焼したものをいい、通常一口大に裁断されています。 〔焼・味付のりとして取り扱わないもの〕 製品の大きさが27cm²未満のもの、もみのり、きざみのり等